

津市環境基本計画

豊かな自然とともに歩み、
より暮らしやすい環境を創造するまち 津



平成30年3月
津市

はじめに



三重県の中央部に位置する津市は、布引山地から伊勢湾までの広い市域に、緑豊かな山々、青く美しい海などの自然環境を有するとともに、温暖な気候に恵まれたとても暮らしやすいまちです。

そのような環境を守っていくため、平成19年3月に制定した津市環境基本条例の基本理念を踏まえ平成20年3月に策定した津市環境基本計画に基づき、市民・事業者の皆様のご協力のもと、今日まで様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展などにより社会情勢や市民生活・市民意識が変化してきており、よりきめ細かく柔軟な行政対応が求められるようになってまいりました。

こうした状況を踏まえ、今般、本市において今後取り組むべき環境施策の基本的方向を示す新たな津市環境基本計画を策定いたしました。

今後は恵まれた自然環境を大切にするとともに、私たちの日常生活の中で起きる身近な課題に着目し、市民・事業者の皆様と力を合わせ、本計画のめざす環境像であります「豊かな自然と共に歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました津市環境審議会、津市環境基本計画推進市民委員会の皆様をはじめ、策定に関わっていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

津市長 前 葉 泰 幸

津市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 4

第2章 これまでの取組

- 1 《基本目標A》ごみ「O」社会、意識の向上社会 6
- 2 《基本目標B》持続可能な快適なまち 津 6
- 3 《基本目標C》人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津 7
- 4 《基本目標D》自主・協働による環境活動の促進 8

第3章 津市のめざす環境

- 1 めざす環境像 10
- 2 めざす環境像の実現に向けた施策体系 10

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境 13
- 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境 15
- 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境 19

第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上 24
- 2 協働による環境活動の促進 25
- 3 環境への負荷の少ない事業活動 25

第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制 28
- 2 各主体の役割 28
- 3 進行管理 29

参考資料

- 津市の環境 31
- 津市環境基本条例 56
- 用語説明 60

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、山、川、海を始めとする豊かな自然と温暖な気候の恵みを受けた、とても暮らしやすいまちです。

このような環境を守っていくため、平成19年（2007年）3月、津市環境基本条例を制定し、その基本理念に基づき、平成20（2008年）年3月、津市環境基本計画を策定しました。

そして、この計画の目標に向けて、市民、事業者及び市が協働して、環境を保全し、環境への負荷の少ない、環境と共生する持続的な発展が可能なまちを実現するため、様々な取組を進めてきました。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの利用促進など循環型社会の形成を目指す取組、環境美化・環境衛生などのより良い生活環境の確保に向けた取組、山、川、海を始めとする恵まれた自然や豊かな森林・農地を守り、未来へ引き継いでいくための取組、環境学習・環境教育・消費者教育など環境に係る市民意識の向上のための取組等を進めてきました。

それらの結果、廃棄物の適正処理のための取組では、平成28年（2016年）度に津市一般廃棄物最終処分場及び津市リサイクルセンターを供用開始しました。また、新エネルギー利用促進のための取組では、新エネルギーによる発電出力が、市内の一般家庭（約12万4千世帯）の年間消費電力を賄える計算となる発電量になるなど、一定の成果を上げてきました。

しかし、一方では社会情勢や市民生活・市民意識の変化があり、10年前には、それほど問題視されなかったことも新たな課題になってきています。

例えば、人口減少に伴う空き地・空き家の増加による生活環境等の問題、高齢者のみの世帯ではごみ出しに苦勞するという日常生活の問題、新エネルギーの普及に伴い太陽光パネルが設置されることによる住環境や景観への影響など、ごく身近なところでの問題が顕著になってきています。

環境政策を進めるに当たっては、大気汚染や地球温暖化など比較的大きな規模の課題、ごみ分別やリサイクルの推進、ごみ処理施設の整備などの仕組みの課題、さらには騒音・振動や放置された空き地・空き家などの日常生活上での安全・安心面の課題など、多種多様な課題があります。

そこで、本計画では、私たちの生活の営みの中で最も生活に密着した住環境「暮らしやすい環境づくり」に主眼をおいて取り組むことにより、豊かな自然とともに歩み、暮らしやすい環境が創造され、未来に引き継がれる環境の実現を目指します。

津市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常の生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携して行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な問題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

津市環境基本条例における環境施策の基本方針

- 1 人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 2 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。
- 3 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。
- 4 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市景観の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。
- 5 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。
- 6 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

2 計画の位置づけ

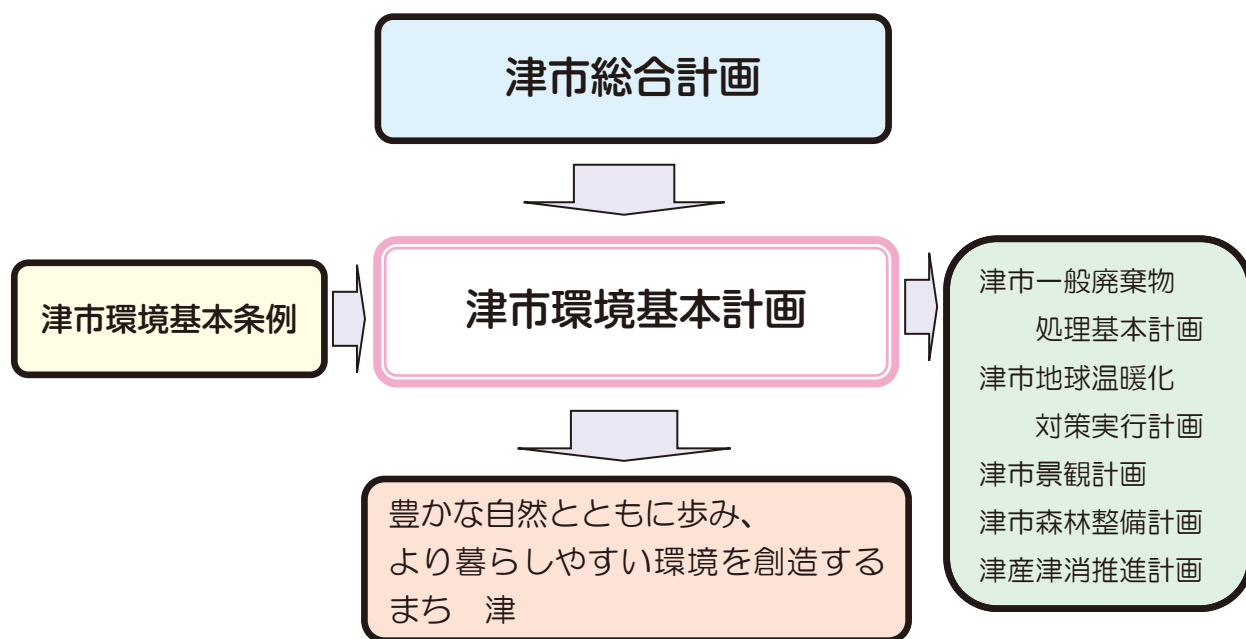
この計画は、津市総合計画第2次基本計画において、津市がめざす「まちの将来像」の実現に向け、環境に関する施策の基本的方向を示すものです。

津市環境基本条例の基本理念及び前津市環境基本計画を踏まえ、豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造する環境づくりの指針となるもので、市民、事業者及び市が連携して、環境施策を総合的、かつ、計画的に推進するために策定するものです。

津市総合計画第2次基本計画の将来像

笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市

～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～



3 計画の期間

平成30年（2018年）度から2027年度までの10年間とします。ただし、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 これまでの取組

- 1 《基本目標A》 ごみ「0」社会、意識の向上社会
- 2 《基本目標B》 持続可能な快適なまち 津
- 3 《基本目標C》 人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津
- 4 《基本目標D》 自主・協働による環境活動の促進



第2章 これまでの取組

本市の環境基本計画は、広く市民の意見を反映した計画にするため、津市環境基本計画策定市民委員会での検討、津市環境審議会での審議を経て、平成20年（2008年）3月に策定しました。

そして、平成20年（2008年）4月から津市環境基本計画に基づき、津市環境基本計画推進市民委員会及び津市環境審議会において計画の進行管理を行いつつ、4つの基本目標の下に施策を展開してきました。

ここでは、この10年間を振り返り、取組と課題等について整理します。

1 《基本目標A》ごみ「0」社会、意識の向上社会

これまで本市では、「ごみ「0」社会、意識の向上社会」の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、ごみ処理施設の整備など廃棄物の発生抑制・適正処理に取り組んできました。

廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組として、市町村合併前の市町村単位で異なっていたごみ分別方法の統一を行い、ごみ分別及び収集の効率化を進めました。

また、つ・環境フェスタなどの環境イベントの開催、ごみダイエット塾などの環境講習会や環境だより・チラシ等による啓発に取り組んできました。

これらの取組により、1人1日当たりのごみの排出量はおおむね横ばい傾向にあり、目標値には達していないため、ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大に向けた市民意識の向上、環境学習の充実、市民活動に対する支援等を多角的かつ継続的に行い、さらなる資源化に取り組む必要があります。

ごみ処理施設の整備については、津市一般廃棄物最終処分場及び津市リサイクルセンターを建設し、平成28年（2016年）4月に供用開始しました。津市西部クリーンセンターや津市安芸・津衛生センター等既設の施設については、適正な維持管理に努め、施設の延命化を図ることが求められています。

これらの施設の運営については、効率的で安全・安心な施設の運転及び維持管理に努め、廃棄物を適正に処理するとともに、最終処分量のさらなる削減にも取り組んでいく必要があります。



2 《基本目標B》持続可能な快適なまち 津

これまで本市では、「持続可能な快適なまち 津」に向けて、省エネルギー対策の推進、

新エネルギーの利用促進など、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

温室効果ガスの削減に向け、新エネルギーの利用促進を図るため、新エネルギー学会の開催、新エネルギー利用設備設置費補助金の交付、公共施設等への新エネルギーの導入などを進めてきました。

これらの取組により、太陽光発電は大型発電設備や個人住宅への設置が普及し、風力発電、バイオマス発電、小水力発電についても市内各地に設置され、その発電出力は、平成 28 年（2016 年）度には市内の一般家庭の年間消費電力を賄える計算となる発電量になりました。しかし、新エネルギーが普及する一方で、太陽光パネル等の設備が住宅隣接地に設置されることによる住環境への影響が懸念されるようになってきたことから、今後は、快適な日常生活に配慮した新エネルギーの導入が求められます。



3 《基本目標C》人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津

これまで本市では、「人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津」に向けて、山、川、海の一体化した環境施策の推進などの自然の保全、生活排水対策や環境衛生など健全な生活環境の確保、森林・農地の保全、公園緑地・水辺空間の確保や歴史的文化的環境の保全などの潤いと安らぎのある環境の確保に取り組んできました。

自然の保全のための取組として、自然に対する意識高揚に向け、山、川、海の自然を生かした市民参加型イベント等を通じて市民交流の場や自然環境に理解を深めることができる場の提供をしており、これからもさらなる市民意識の向上を目指し、継続して行うことが大切です。

健全な生活環境の確保のための取組として、大気・水質・騒音等環境調査の継続的な実施、関係機関等との連携による監視・指導を行っており、今後も継続した対応が必要です。

生活排水対策では、公共下水道事業・農業集落排水事業などを推進してきましたが、本市の公共下水道の普及率は全国平均を下回っているため、さらなる整備推進を図るとともに、供用開始地域での未接続世帯の公共下水道への接続を進める必要があります。

環境衛生面では、空き地・空き家問題について、所有者に適正管理の指導・啓発を行い、危険空き家の発生を未然に防止するよう努めてきましたが、核家族化と人口減少に伴い、今後は管理不十分な空き地・空き家が増加することが予想されることから、個々の事案、地域の実情に応じた対策が必要になります。

森林・農地の保全のための取組として、森林を大切にすることを養うための「森と緑

の市民塾」の開催、森の植樹や手入れを行う「企業の森活動」などへ支援を行い、森林保全の意識向上を図ってきました。また、森林は市民がその恩恵を享受する大切な財産と位置づけ、間伐促進事業、森林環境創造事業などを行い、森林の整備・保全を図ってきました。豊かな森林は、防災上も重要な役割を担っていることも鑑み、森林環境教育や森林の適正管理を推進する必要があります。

潤いとやすらぎのある環境の確保のための取組として、本市は豊かな自然環境に恵まれています。緑地が減少傾向にあることから、自治会・ボランティア団体への花苗を支給するなどの緑化・美化運動を進めてきました。これからも継続して運動を進めるとともに、身近に利用できる公園や緑地の整備を進め、安全・安心に利用できる緑地空間づくりを進める必要があります。

また、市内各地域で保存・継承されている文化財及び埋蔵文化財については地域の歴史や文化を理解するうえで貴重な資料であることから保護に努めてきました。将来にわたって残すべき伝統文化や伝統芸能などの保存・継承を進めるとともに効率的な管理をしながら、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

4 《基本目標D》 自主・協働による環境活動の促進

これまで本市では「自主・協働による環境活動の促進」に向けて、環境に対する市民意識の向上のための環境学習・環境教育・消費者教育の推進及び市民・団体の自主的な活動を支援するなど自主的な環境保全対策の推進に取り組んできました。

環境学習・環境教育・消費者教育の推進のための取組として、つ・環境フェスタの開催を始め、市民清掃デーの実施や環境学習センターでの環境講座の開催、環境だよりによる身近な環境情報発信を行い、環境意識の向上に努めてきました。

自主的な環境保全対策の推進に向けた取組として、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、新聞や雑誌、金属等の資源ごみを回収する活動を支援してきました。また、環境学習センターでは各種講習会やイベントを定期的に行うことにより受講生同士の連携が深まり、環境に関する情報交換が活発になり、環境問題に取り組む活動が自主的に進められるようになりました。

市民がより暮らしやすいまちにするためには、市民の環境に対する意識向上が大切なことであることから、これからも環境学習会や環境イベントなどを積極的に開催し、環境への関心がさらに広がっていくような取組を進める必要があります。



第3章 津市のめざす環境

- 1 めざす環境像
- 2 めざす環境像の実現に向けた施策体系



第3章 津市のめざす環境

1 めざす環境像

これからめざしていく環境像については、豊かな自然の保全、大気汚染や水質汚濁などの公害防止、省エネルギー化、温室効果ガスの発生抑制などの広域的な環境保全につながる取組を継続して推進するとともに、今日では、身近な環境を守り、より暮らしやすい生活環境づくりが求められており、その暮らしやすい生活環境を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

このような環境を取り巻く時代の潮流と基本理念を踏まえて、本市のめざす環境像を次のとおり定めます。

めざす環境像

豊かな自然とともに歩み、
より暮らしやすい環境を創造するまち津

2 めざす環境像の実現に向けた施策体系

めざす環境像を実現していくため、次の3つの環境目標を柱にそれぞれの施策を展開していきます。

環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境（良好な自然の保全と継承）

環境目標2 資源が循環する社会環境（循環型社会形成の推進）

環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境（生活環境の向上）

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》 自然と調和した恵み豊かな環境
- 2 《環境目標2》 資源が循環する社会環境
- 3 《環境目標3》 快適で暮らしやすい生活環境

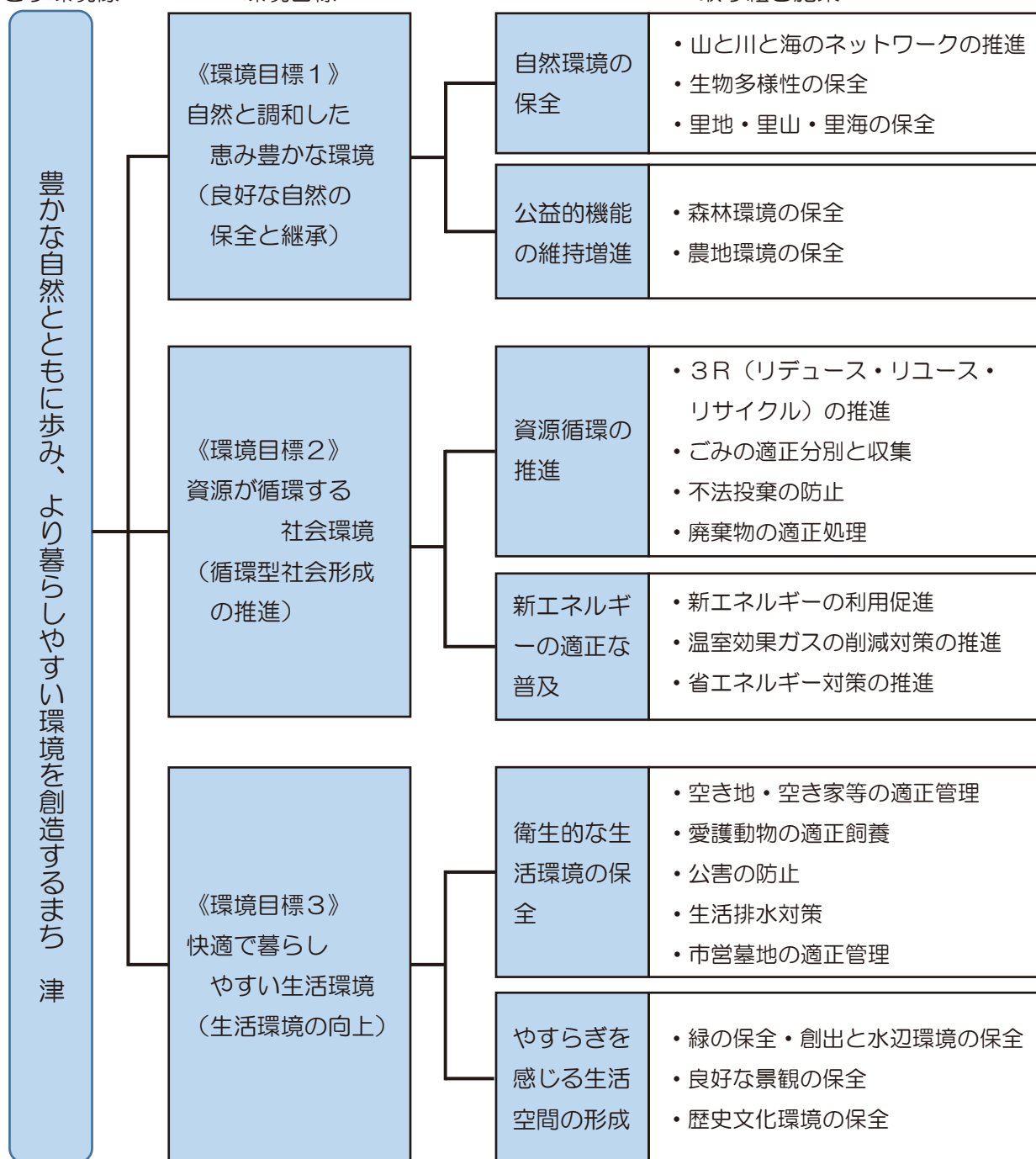


津市環境基本計画の施策体系

めざす環境像

環境目標

取り組む施策



第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境

(1) 自然環境の保全

【現状と課題】

ア 本市は、森林や湖沼、河川、海岸など豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークの強化とともに、山、川、海の恵まれた自然環境を生かした施策が必要になります。

イ 民間事業者による開発事業や公共事業は、自然環境に影響を及ぼしかねないことから、開発行為などの土地利用の際には、生態系への影響や防災上の観点を踏まえた配慮が必要です。

ウ 外来の動植物が野生化、繁殖している場合があり、在来種の減少など従来の生態系への影響が懸念されており、被害・予防等に関する情報提供が必要です。

エ 様々な恵みをもたらす里地・里山の一部で過疎化、高齢化や生活様式の変化等により、人の関わりが少なくなっていることから、その機能の喪失が懸念されています。

オ 本市の海岸は南北約20kmでそのほとんどが自然の砂浜です。また、田中川河口等には貴重な自然が残っています。このような豊かな海辺環境を守る取組が必要です。

【取り組む施策】

《山と川と海のネットワークの推進》

ア 市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を促進し、森林や湖沼、河川、海岸などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の保全に取り組みます。

《生物多様性の保全》

ア 開発行為を計画する際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう指導していきます。

イ 従来の生態系を守るため、外来動植物の適正管理の必要性を啓発していきます。

ウ 野生動物の生息数の増加・減少について、市民や関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに地域ぐるみの取組を促進します。

《里地・里山・里海の保全》

ア 里地・里山は、木材など自然資源の供給、身近な自然とのふれあいの場、そして、様々な動植物の生息・生育場所などとして様々な恵みをもたらす大切な財産であることを情報発信し、理解を深めることにより、里地・里山が保全される仕組みづくりに努めます。

イ 本市の美しい海岸、自然の動植物の宝庫である里海について、情報発信を行い、豊かな海辺環境の保全に努めます。

(2) 公益的機能の維持増進

【現状と課題】

ア 本市の上水道水源は大半が河川の表流水と伏流水により賄われているため、水源かん養機能を持つ森林の保護による水源地の保全、河川の水質改善が求められています。

イ 森林の間伐、受光伐、下刈り等に取り組んでいますが、一部の森林では荒廃が進んでいます。森林の荒廃が進むと、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生という機能が低下するため適正な管理が必要です。

ウ 農業従事者の減少と高齢化が進み、農業の担い手が不足し、荒廃農地が増加傾向にあるため、若い担い手・後継者の育成が必要です。

【取り組む施策】

《森林環境の保全》

ア 水源かん養機能を向上し、良好な水道水を確保・提供するため、森林の保護、整備を進めるとともに、取水した原水においては定期的な水質監視を行います。

イ 効率的な森林施業を図り、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。また、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生など森林の持つ大切な機能について情報発信します。

《農地環境の保全》

ア 新規就農者・担い手の育成・確保による安定した農業経営基盤の強化に向けた取組への支援を行い、農地集積・集約化等による農地利用の適正化を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全・資源かん養のための取組を推進します。



2 《環境目標2》資源が循環する社会環境

(1) 資源循環の推進

【現状と課題】

- ア 本市のごみの総排出量及びリサイクル率については、おおむね横ばい傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制とリサイクル率向上のための取組とともに、市民ニーズに対応した分かりやすく負担の少ない、ごみの分別方法・出し方等についての検討が必要です。
- イ 本市のごみの総排出量のうち、約8割が可燃ごみとして排出されていることから、可燃ごみの減量が課題になっています。
- ウ 事業系の一般廃棄物の排出量が増加傾向にあるため、ごみ減量に対する事業者の理解・協力が必要です。
- エ まだ十分に使うことができる物がごみとして排出されることがあることから、リユースに対する意識向上が課題になっています。
- オ 資源ごみの回収拠点として、市内に6か所のエコ・ステーションを設け、古紙類や小型電子機器などを回収していますが、エコ・ステーションの活用方法について知らない人がいるという現状もあるため、施設のPR及び利用しやすい施設運営が求められています。
- カ 全国的に、また本市においても高齢者や障がい者には、分別や毎日のごみの排出が負担となっているケースがあり、これから迎えるさらなる高齢化に伴い、負担の少ない分別やごみ出しの仕組みの構築が求められています。
- キ 不法投棄件数は減少傾向にありますが、依然として発生しているため、不法投棄されない対策が必要です。
- ク 本市は、焼却処理施設やし尿処理施設に加え、リサイクルセンターや一般廃棄物最終処分場などの処理施設を有しており、より安定的・効率的な稼働に努める必要があります。

【取り組む施策】

《3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進》

- ア 可燃ごみ減量化のため、生ごみの水切りを啓発するとともに、生ごみのたい肥化や紙ごみの資源化を徹底するなど、可燃ごみの資源化を進めます。
- イ 刈草、木の葉などは、たい肥化するなど、燃やせるごみとして処分しない方法を奨励します。
- ウ 食品類を始め、日用品等の過剰な購入を控えたり、マイバッグの利用を徹底するなど、ごみの出ない生活スタイルの実践を啓発します。
- エ 事業系の一般廃棄物の排出量を減らすため、事業者による減量化計画の策定及び計画の実行について事業者の協力を求めます。
- オ リユース情報掲示板による情報交換を充実し、まだ使える物がごみとして排出されない仕組みづくりに努めます。

カ エコ・ステーションは民間事業者の店頭回収とのバランスを考慮しながら、市民がより利用しやすい環境を整えます。

《ごみの適正分別と収集》

ア 高齢者や障がい者にも配慮した「分かりやすいごみの分別」や「やさしいごみの出し方」を研究し、負担の少ないごみの分別収集体制の充実を図ります。

イ 適正なごみの分別方法・出し方等について、環境だよりや本市の広報紙、ホームページでの啓発を継続して行うとともに、ごみダイエット塾や小学校での環境学習など様々な機会を通じて啓発します。

《不法投棄の防止》

ア 不法投棄対策として、環境パトロールや啓発看板の設置を実施するとともに、警察との連携強化、市民との協働により不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。

《廃棄物の適正処理》

ア ごみ分別方法の周知徹底を図り、中間処理過程においても徹底した分別を行い、廃棄物の資源化率を高めることにより、最終処分量の減量を図ります。

イ 各処理施設の安全で効率的な運転管理の徹底に努めるとともに、施設の長期的な運用の視点に立った検討も進め、効率的・効果的な運転管理と安定した廃棄物処理を推進します。



(2) 新エネルギーの適正な普及

【現状と課題】

- ア 地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーの必要性が高まっており、本市においても、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等が普及し、市内全世帯の家庭用年間消費電力を賄える計算となる発電量となっていますが、今後は発電設備に係る周辺環境への配慮も求められます。
- イ 太陽光発電システムは、一般個別住宅への設置や空き地を利用した発電設備の設置が普及していますが、太陽光パネルの住環境への影響が問題視されるようになり、対策が求められています。
- ウ 電力消費量の多い市内事業者への省エネルギー・地球温暖化防止策に対する理解を深めるとともに、エネルギーの効率的な利用に向けた取組を検討する必要があります。
- エ 再生可能エネルギーの導入が順調に進んでいる本市においては、地域資源を活用した新エネルギーを創出するだけでなく、発電した電力を蓄えて利用するなど、地産地消のエネルギー消費も視野に入れた取組を進めていく必要があります。
- オ 本市におけるＦＩＴ法に基づく売電事業に伴う太陽光発電、風力発電の導入については、良好な日照条件や風況などを活用し急速に普及したことから、今後はオフグリッド等を視野に入れた新エネルギーの導入を図っていく必要があります。
- カ 地球温暖化防止に対する意識は高い状況にあることから、日常生活における具体的な省エネルギー行動について、さらに情報発信し、エコな生活スタイルの定着を図る必要があります。

【取り組む施策】

《新エネルギーの利用促進》

- ア 新エネルギー利用設備設置費補助金事業を継続し、家庭や事業所の屋根などに設置する自家発電型の太陽光発電設備等による環境への負荷の少ない新エネルギーの普及を促進します。
- イ 本市はバイオマス産業都市として国の認定を受けており、４つのプロジェクト（木質バイオマス発電、木質バイオマス固形燃料化、食品系廃棄物活用、汚泥固形燃料化）を支援していきます。
- ウ 新エネルギー利用施設の整備の際には、地域住民の暮らしに配慮した導入方法を検討するよう事業者等に指導します。
- エ 公共施設等への新エネルギー設備の導入を進めます。

《温室効果ガスの削減対策の推進》

- ア 津市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向けた啓発活動に取り組みます。
- イ 森林の保全、街路樹や公園など公共施設の緑化を推進し、二酸化炭素の削減のための緑化を推進します。

ウ アイドリングストップなどのエコドライブ、公共交通機関の利用、自転車の利用など温室効果ガスの削減につながる行動に個人もしくは事業所等団体で取り組む意識の高揚に努めます。

エ 教育委員会を通じ、学校や公民館等と連携し、家庭で家族とともに地球温暖化防止への取組を実践する講座などを開催し、普段から環境についての関心を持って行動する市民意識の醸成を図ります。

オ 低炭素社会の実現を目指すため、EV（電気自動車）及びF C V（燃料電池自動車）などの次世代自動車、Z E H（ゼロエネルギー住宅）など、二酸化炭素を出さない革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進を図ります。

《省エネルギー対策の推進》

ア 省エネルギー家電の導入やこまめな電源のON/OFFを心がける行動、エコドライブの実践や自転車の利用など省エネルギーにつながる行動を広く、呼びかけます。

イ 緑のカーテン普及事業や家庭でできる省エネルギーに関する講習会など情報発信を行います。

ウ 公共施設における電気、燃料等の効率的な使用を図ります。

エ 生活かえる！エコエコ家族などの市民版環境マネジメントシステムを推進します。

オ 事業活動における効率的なエネルギー利用について、市内事業者に呼びかけます。



3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境

(1) 衛生的な生活環境の保全

【現状と課題】

- ア 近年の人口減少や既存住宅の老朽化、社会のニーズの変化に伴い、増加する空き地・空き家問題の深刻化が懸念され、適切な管理等が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き地・空き家がもたらす問題について広く市民に周知・啓発が必要です。
- イ 空き家のなかには、修繕や手入れを行えば居住できる物件も多いことから、空き家が流通しやすい環境の整備と利活用の促進が必要です。
- ウ 犬の登録や狂犬病予防注射を受けていない犬が、依然いるものと考えられることから、犬の飼い主に継続的な適正飼養についての啓発が必要です。
- エ 犬や猫などの鳴き声やフンの不始末などマナー不足により、周囲の迷惑になっていることがあり、飼い主のマナー向上が求められています。
- オ 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を目指し啓発を進めており、犬猫の殺処分については年々大幅に減少しているものの、保健所が引き取り又は保護した犬・猫のうち、返還又は譲渡されることなく、やむを得ず殺処分となる犬・猫が今もなお存在します。
- カ 市内の各地において、大気・水質・騒音・振動などの環境測定を行っていますが、環境基本法に基づく環境基準が達成できなかった項目も一部あるため、継続した監視と指導が必要です。
- キ 公共下水道の普及率は全国平均を下回っており、くみ取り槽、単独浄化槽の世帯も依然として残っているため、公共下水道の整備とともに合併浄化槽などへの転換が求められています。
- ク 市内には6か所の市営墓地があります。現時点で無縁墓はありませんが、核家族化と人口減少の進行により、将来、墓地区画を管理する人がいなくなることが懸念されています。

【取り組む施策】

《空き地・空き家等の適正管理》

- ア 空き地・空き家化の予防・抑制のため、市民や所有者に対し、空き地・空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発に取り組みます。
- イ 資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が住宅ストックとして利活用される流通環境の構築に取り組みます。
- ウ 適正に管理されていない空き地・空き家の所有者に対し、適正管理に向けた啓発や情報発信を行い、改善されない場合は所有者に対し指導を行います。

《愛護動物の適正飼養》

- ア 狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施の徹底を図ります。
- イ 保健所と連携し、広報紙などによる動物の適正飼養に関する啓発を継続して行い、

飼い主のマナー向上を図ります。

ウ 三重県と連携し将来的に犬・猫の殺処分がゼロになることを目標として、終生飼養等の動物愛護に関する啓発に取り組みます。

《公害の防止》

ア 大気・水質・騒音などの環境測定を継続して実施し、市民に環境情報の提供を行います。

イ 騒音・振動・悪臭など環境に関わる相談・情報提供に対し、現地調査など迅速に対応します。

《生活排水対策》

ア 公共下水道供用開始地域の未接続世帯の公共下水道への接続について、指導、啓発活動を強化し、水洗化率の向上に取り組みます。

イ 下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域は、市営浄化槽事業として、合併浄化槽の早期普及と適正な維持管理に取り組みます。

ウ 合併浄化槽の清掃やし尿くみ取りについて、安定した体制の維持に努めるとともに、合併浄化槽の適正管理について広く啓発します。

《市営墓地の適正管理》

ア 市営墓地について、適正な管理運営により無縁墓の発生防止に努めます。



(2) やすらぎを感じる生活空間の形成

【現状と課題】

- ア 市街化区域においては、緑地が少ない地域も見られ、自治会等への花苗を支給するなど緑化・美化運動を進めていますが、公共空間にとどまっているため、民地の緑化施策に取り組む必要があります。
- イ 公園整備については、都市計画公園として、中勢グリーンパークや岩田池公園において施設の充実や供用区域の拡大を図っています。一方で、既に整備の完了している公園の施設については、全体的に老朽化が進んでいるため、施設の更新が必要です。
- ウ 本市域の海岸の多くは自然のままの砂浜で、また、川辺には豊かな自然が残っています。このような自然環境の素晴らしさを市民へPRし、自然に対する意識の高揚を図ることが必要です。
- エ 本市は、山地、平野、海などの豊かな自然景観を始め、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地など様々な土地利用が見られ、さらには本市の歴史を今に伝える街道筋が見られるなど、多様な景観を有しているため、建物を建築する場合や土地を利用する場合には、地域の景観特性を踏まえ、周辺の景観との調和を配慮することが必要です。
- オ 屋外広告物については、表示方法によっては美しい景観を損なうおそれがあるため、掲出（設置）について許可や指導を行うとともに、屋外広告物の禁止区間を指定し、良好な景観を維持するよう誘導する必要があります。
- カ 地域に残された貴重な歴史的建造物や史跡などは、それらを取り巻く環境に歴史的・文化的な雰囲気を与え、また、伝統文化や伝統芸能など多様な文化は生活の中に溶け込み、潤いとやすらぎのある生活環境がそれぞれの地域で形成されています。このような生活環境を次世代へ引き継ぐため、歴史的資源の保存・活用が必要です。
- キ これまでに収集された歴史資料は、各地域の資料館を始め、埋蔵文化財センターなどで分散し保管されているため、今後は効率的な管理をしながら、積極的に活用し、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

【取り組む施策】

《緑の保全・創出と水辺環境の保全》

- ア 緑地の保全を図り、公共施設の緑化を進めるとともに、民有地の緑化意識の向上に努めます。
- イ 自治会などによる継続的な公園の管理及び緑化・美化運動への参加を呼び掛け、地域ぐるみの緑化・美化活動の意識向上を図ります。
- ウ 都市計画公園については、多くの市民の憩いや交流、レクリエーションの拠点となるよう、貴重な緑や景観を保全し、地域の実情や市民のニーズに対応しながら、計画的な整備を推進します。
- エ 公園は、地域コミュニティの場などとして活用されており、幅広い世代が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズ・利用状況

を踏まえた計画的かつ効率的な施設更新を進めます。

オ 本市の里山や川辺空間、海岸の様子を市内外にPRし、これらの自然環境の保全・美化活動を担うボランティア団体等の育成に努めます。

《良好な景観の保全》

ア 市民や事業者において、それぞれの役割に応じた良好な景観の形成に向けた取組が積極的に行われるよう情報発信や啓発などを行い、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機づけ、知識の普及などに努めます。

また、大規模な建築行為や開発行為等については、景観法に基づく届け出による審査のほか、景観アドバイザーによる助言相談等を行うことにより、良好な景観形成を進めます。

イ 屋外広告物については、違反指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持の観点から適切な規制・指導を図るとともに、倒壊や落下等による事故防止のため、適切な管理を行うよう事業者等に対し必要な指導等を行います。

《歴史文化環境の保全》

ア 歴史的建造物、史跡、伝統文化、伝統芸能などの歴史的資源が人々の暮らしの中で世代を超えて親しまれ、潤いとやすらぎのある生活環境が継承されるよう保存、活用に努めます。

イ 地域の伝統文化や伝統芸能の保存、継承及び普及に向けて、市民の発表や学習の場を創出し、後継者を育成します。

ウ 歴史資料等については、発掘・収集、適切かつ効率的な保存・管理に努め、積極的な活用・情報発信による地域内外の文化交流を進めます。



重要文化財 専修寺山門



国宝 専修寺如来堂

第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上
- 2 協働による環境活動の促進
- 3 環境への負荷の少ない事業活動



第5章 計画の実現に向けて

「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」を実現するためには、市民一人ひとりや事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識が大切です。

そのためには、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をとることの大切さを理解し、行動すること、そして、そのような意識・行動を支える支援・仕組みづくりが必要になります。

市は、市民・事業者などがそれぞれ「環境」の価値を認識し、様々な主体による環境保全のための行動や取組が自発的に行われ、連携していくような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、市民・事業者・市などの協働の成果として、本市の豊かな自然が守られ、より暮らしやすい環境が創造され、受け継がれていく仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

1 市民の環境意識の向上

(1) 環境に対する市民意識の向上

ア 市民清掃デーなど、市民による清掃活動のさらなる拡大を進めます。

イ 環境だよりや本市の広報紙、ホームページにおいて、継続して啓発活動を行うとともに、様々な機会をとらえて、環境に対する市民意識の向上を図ります。

ウ ごみ減量やリサイクルを始め、日常生活における環境に配慮したライフスタイルへの転換を啓発します。

(2) 地域・学校における環境学習

ア つ・環境フェスタなどのイベントやごみダイエット塾などの講習会の開催を始めこどもエコクラブ事業や生活かえる！エコエコ家族事業など、幅広い世代の方々が参加し、環境について考える機会を提供します。

(3) 地域リーダーの育成

ア 地域や学校、職場等で環境活動を率先して推進するリーダーやボランティアを養成するための学習会などを行うとともに、ボランティア団体の育成を支援します。

イ 自然観察会やボランティア活動などへの参加を積極的に呼び掛け、体験学習の機会の充実を図り、環境意識の高い人材の育成に努めます。

(4) 情報発信の充実

ア ごみ処理に係るコスト情報やごみ分別方法、リサイクルの大切さなど様々な情報を分かりやすく、また、興味をもってもらえるように工夫し、情報発信を行います。

イ 環境に関わる情報を様々な機会を捉えて発信します。

2 協働による環境活動の促進

(1) 環境活動への支援

ア 資源ごみ回収活動の重要性や市の支援制度についての情報発信を行い、資源ごみ回収（廃品回収）活動への参加を広く呼び掛けます。

イ 自治会や団体、事業所など、市民によるボランティア活動を支援します。

(2) 各主体の連携による環境活動の促進

ア 市は、率先して環境マネジメントシステムに基づく環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民・事業者などが連携して、環境への負荷の少ない活動に取り組むよう行動します。

イ 環境に関わるボランティア団体等の活動を把握し支援するとともに、それらの連携を促進していきます。

(3) 環境学習センターの活用

ア 環境学習センターが市民の環境学習・環境活動の拠点となり、人材育成・人材活用の場となる体制づくりに積極的に取り組みます。

イ 環境学習センターの活動について情報発信を行い、子どもから大人まで幅広い世代の方々に活用される事業を展開します。

ウ 国や県、高等教育機関等と連携し、市民が様々な環境問題等について、考え、学ぶことができる機会づくりを進めます。

3 環境への負荷の少ない事業活動

(1) 環境マネジメントシステムの導入促進

ア 環境マネジメントシステムを踏まえた環境への負荷の少ない活動に努めるよう事業者や各種団体等へ啓発します。



第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 各主体の役割
- 3 進行管理



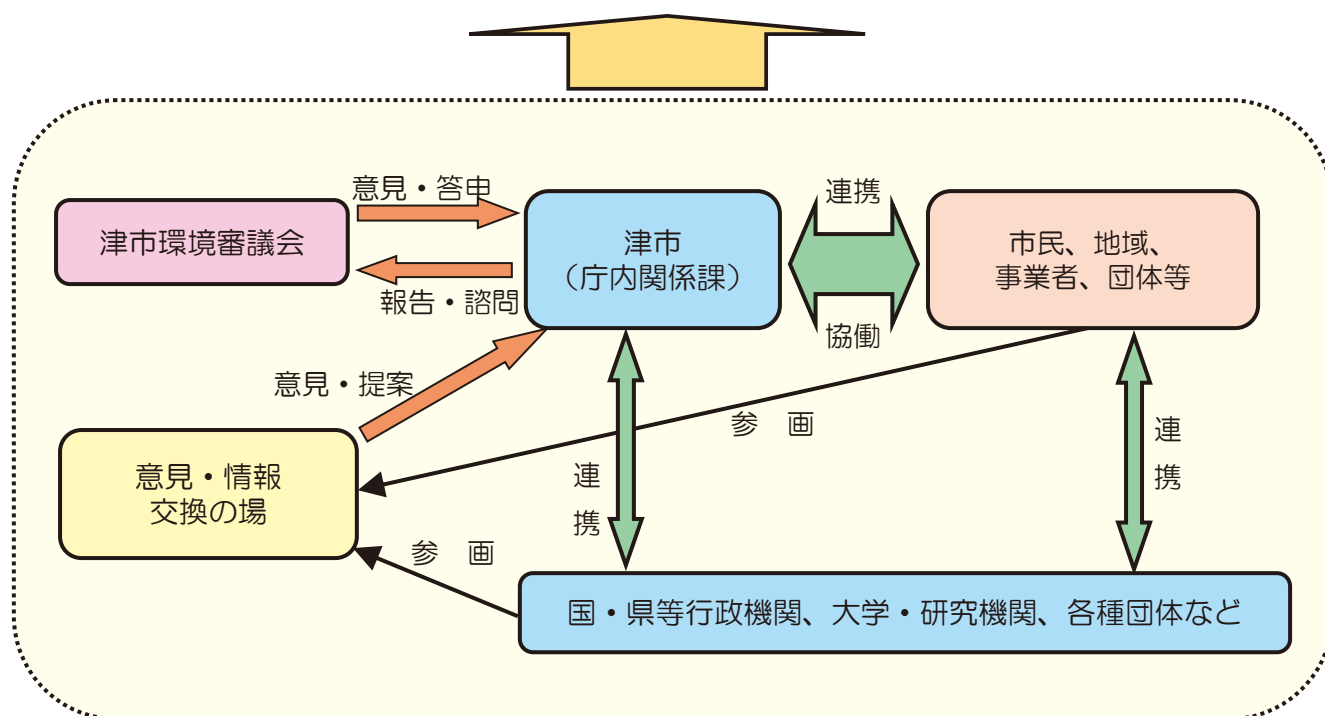
第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の総合的な推進に当たっては、市民、事業者、団体、市などが協働・連携し、目標の実現に向けて、施策に取り組んでいきます。

本計画の実施に当たっては、市役所庁内関係課が協力して推進するとともに、市民・事業者・団体等と意見交換・情報交換をしながら、着実に施策を推進します。

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津



2 各主体の役割

環境目標を達成するための、市民、事業者と市の役割を次のとおりとします。

(1) 市民の役割

- ア 毎日の暮らしの中で環境への負荷の少ない行動に努めます。
- イ 地域での清掃活動に積極的に参加します。
- ウ 豊かな自然、恵まれた環境を守る行動に心がけ、次世代へ引き継ぎます。

(2) 事業者の役割

- ア 事業活動において、廃棄物の適正処理、再生資源の利用等による環境への負荷の低減に努めます
- イ 事業活動において、自然環境に配慮し、省エネルギー化に努めます。
- ウ 地域の一員であるとの自覚のもと、地域・市民と協働して環境の保全に努めます。

(3) 市の役割

ア 市は、この計画に基づき、環境施策を進めます。

イ 市は、率先して、環境に配慮した行動を推進します。

ウ 市は、市民・地域・事業者・団体等と連携して、環境の保全に努めます。

3 進行管理

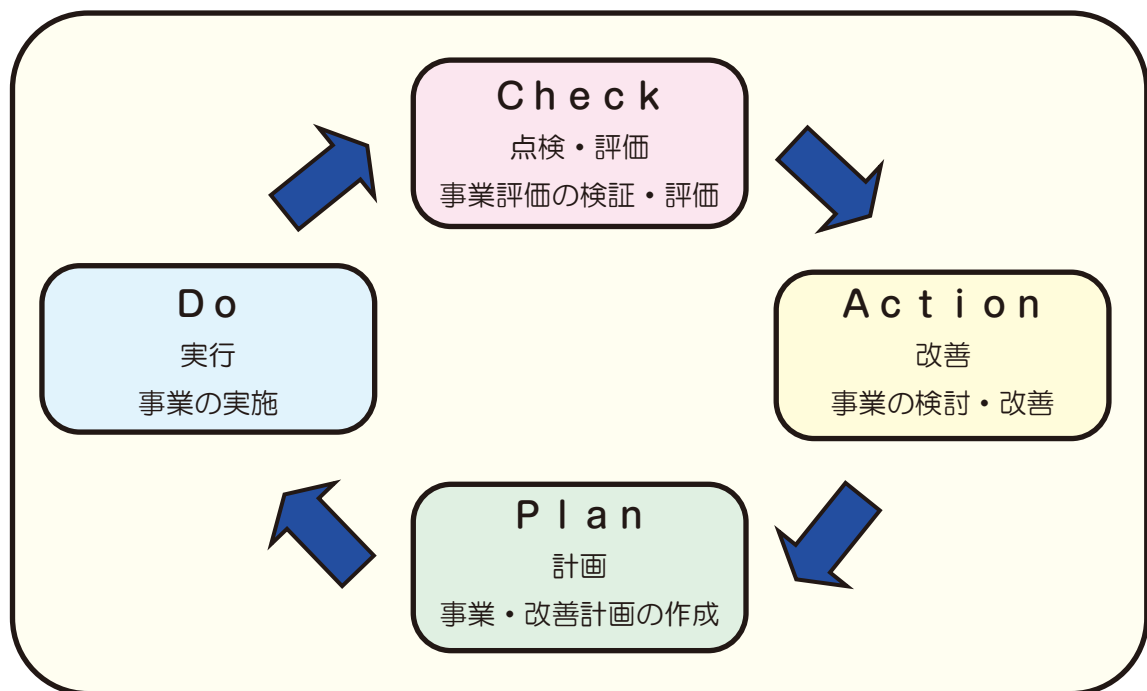
本計画を具体的かつ効率的に推進していくために、市民、事業者が主体的に参加し実践するとともに、市民、地域、事業者、団体、市の連携を進め、さらに、国、県などの関係行政機関や大学・研究機関との連携も強化します。

また、市は、計画の推進に当たり進行管理を行うため、「PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」を実行します。

本計画の推進に当たっては、特に「C（check）」に心がけ、常に計画が実施できたかを点検するCから始まるPDCAサイクルを進め、これにより改善策を検討し、行動します。

さらに、毎年、年次報告書を作成し、津市環境審議会に報告・意見を聞くとともに、津市ホームページにも掲載し、広く意見を求めるなど適切な点検・管理と、定期的な見直しを行い、着実に計画を推進します。

（ 計画の進行管理イメージ図 ）



参考資料

津市の環境

1 自然環境

- (1) 気候
- (2) 森林
- (3) 自然公園
- (4) 主な山・川・海
- (5) 森林・耕地の状況

2 社会環境

- (1) ごみの状況
- (2) 新エネルギーの普及状況

3 生活環境

- (1) 人口
- (2) 環境衛生
- (3) 大気・水質の状況
- (4) 生活排水の処理状況
- (5) 公園・緑地
- (6) 歴史文化

津市環境基本条例

用語説明



1 自然環境

(1) 気候

本市の気候は、津地方気象台における最近の10年間の観測結果（表1）をみると、年平均気温が15.9～16.9℃と温暖な気候となっています。

また、年間降水量は1,310.0～1,979.0mm、年間日照時間は2,048.0～2,365.5時間となっています。

過去100年間の観測結果（表5）をみると、年平均気温は、大正4年（1915年）は15℃、平成27年（2015年）は16.6℃で、1.6℃上昇しています。また、年平均最高気温は、大正4年（1915年）は20℃、平成27年（2015年）は20.3℃で、ほぼ同じですが、年最低気温では、大正4年（1915年）は10.7℃、平成27年（2015年）は13.4℃となっており、2.7℃上昇しています。

表1 気温、降水量、日照時間

	日平均気温(℃) (年平均)	日最高気温(℃) (年平均)	日最低気温(℃) (年平均)	降水量(mm) (年間)	日照時間(h) (年間)
平成19年(2007年)	16.6	20.6	13.2	1,310.0	2,141.6
平成20年(2008年)	16.3	20.3	12.9	1,703.0	2,098.9
平成21年(2009年)	16.3	20.3	12.9	1,524.0	2,074.8
平成22年(2010年)	16.6	20.5	13.3	1,623.5	2,159.0
平成23年(2011年)	16.1	20.0	12.8	1,751.5	2,103.3
平成24年(2012年)	15.9	19.7	12.7	1,714.0	2,148.3
平成25年(2013年)	16.5	20.4	13.0	1,393.5	2,365.5
平成26年(2014年)	16.1	20.0	12.8	1,589.0	2,142.0
平成27年(2015年)	16.6	20.3	13.4	1,979.0	2,048.0
平成28年(2016年)	16.9	20.7	13.6	1,785.5	2,143.6
平均値	16.4	20.3	13.1	1,637.3	2,142.5

資料：気象庁ホームページ

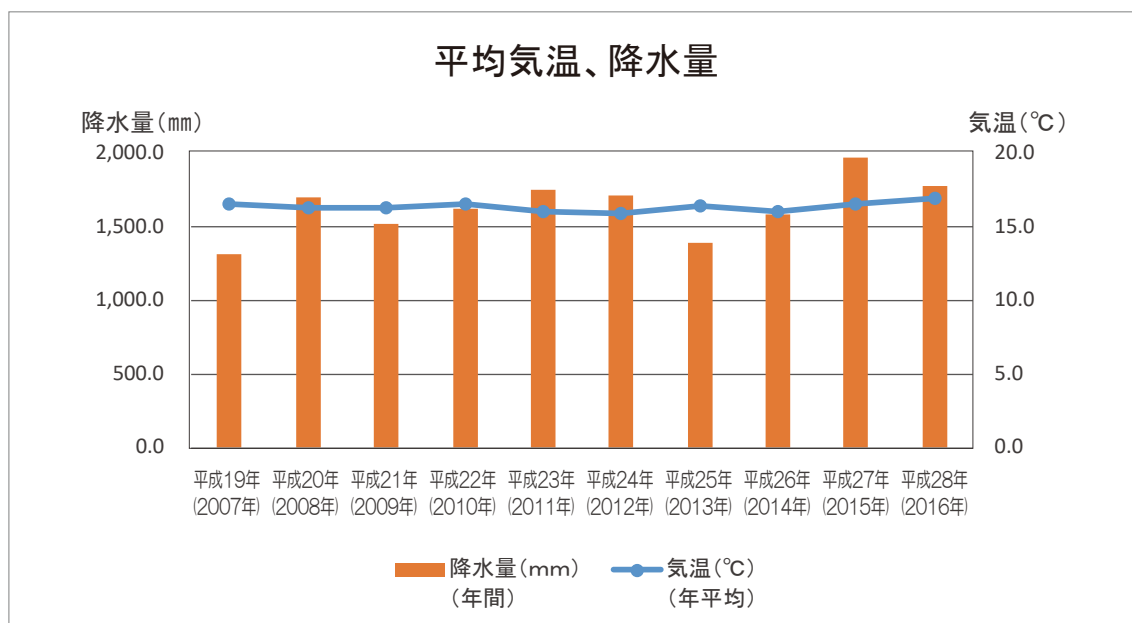


表2 気象状況(平成19年(2007年))

	日平均気温(℃) (月平均)	日最高気温(℃) (月平均)	日最低気温(℃) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	7.0	10.8	3.7	31.5	161.4
2月	8.0	12.0	4.0	62.0	175.6
3月	9.3	14.2	4.9	27.5	211.4
4月	13.6	18.3	9.5	34.0	185.5
5月	18.5	23.0	14.6	125.0	231.2
6月	22.7	26.3	19.7	199.0	190.0
7月	25.1	28.6	22.5	291.0	130.6
8月	28.6	32.3	25.4	100.5	246.0
9月	25.6	29.1	22.9	248.5	150.6
10月	19.1	22.7	15.9	87.5	161.1
11月	12.9	16.9	9.4	23.0	134.9
12月	8.8	12.8	5.5	80.5	163.3
平均値	16.6	20.6	13.2	109.2	178.5

資料: 気象庁ホームページ

表3 気象状況(平成24年(2012年))

	日平均気温(℃) (月平均)	日最高気温(℃) (月平均)	日最低気温(℃) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	5.1	8.7	2.0	39.5	155.7
2月	4.8	8.6	1.8	100.5	139.5
3月	8.5	12.8	4.9	147.0	165.0
4月	13.9	18.3	10.1	138.5	186.5
5月	18.6	22.6	15.3	71.5	202.8
6月	21.9	25.0	19.3	284.5	118.8
7月	27.1	30.5	24.2	199.5	210.2
8月	28.3	31.8	25.4	97.5	251.3
9月	25.6	29.1	22.6	346.0	180.1
10月	19.1	23.4	15.5	98.0	214.5
11月	12.0	15.8	8.6	98.5	153.6
12月	6.3	9.9	3.0	93.0	170.3
平均値	15.9	19.7	12.7	142.8	179.0

資料: 気象庁ホームページ

表4 気象状況(平成28年(2016年))

	日平均気温(℃) (月平均)	日最高気温(℃) (月平均)	日最低気温(℃) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	6.6	10.4	3.1	65.5	173.4
2月	6.6	10.9	2.9	48.5	167.5
3月	9.9	14.2	5.9	82.5	223.7
4月	15.6	19.6	12.1	223.5	168.9
5月	20.0	24.2	16.5	142.5	210.2
6月	22.6	26.0	19.7	305.0	138.8
7月	26.8	30.3	24.0	119.0	213.5
8月	28.4	32.2	25.2	240.0	269.7
9月	24.9	27.9	22.6	323.0	110.2
10月	19.6	23.1	16.1	86.5	136.9
11月	13.1	16.8	9.7	70.5	146.0
12月	8.8	12.9	5.1	79.0	184.8
平均値	16.9	20.7	13.6	148.8	178.6

資料: 気象庁ホームページ

表5 気温・降水量・日照時間の推移（大正4年(1915年)～平成27年(2015年)まで10年毎の記録）

	日平均気温(°C) (年平均)	日最高気温(°C) (年平均)	日最低気温(°C) (年平均)	降水量(mm) (年間)	日照時間(h) (年間)
大正4年(1915年)	15.0	20.0	10.7	2,220.0	2,195.5
大正14年(1925年)	14.2	18.7	10.2	1,836.7	2,297.0
昭和10年(1935年)	14.6	19.0	10.3	2,193.1	2,464.5
昭和20年(1945年)	13.9	18.4	10.2	1,885.7	2,322.8
昭和30年(1955年)	15.4	19.6	11.7	1,443.1	2,286.5
昭和40年(1965年)	14.5	18.9	10.2	1,794.2	2,266.0
昭和50年(1975年)	15.2	19.2	11.5	1,662.5	2,105.8
昭和60年(1985年)	15.5	19.6	11.9	1,688.0	2,209.9
平成7年(1995年)	15.6	19.6	12.2	1,666.0	2,173.0
平成17年(2005年)	16.1	20.1	12.8	928.0	2,156.3
平成27年(2015年)	16.6	20.3	13.4	1,979.0	2,048.0

資料：気象庁ホームページ

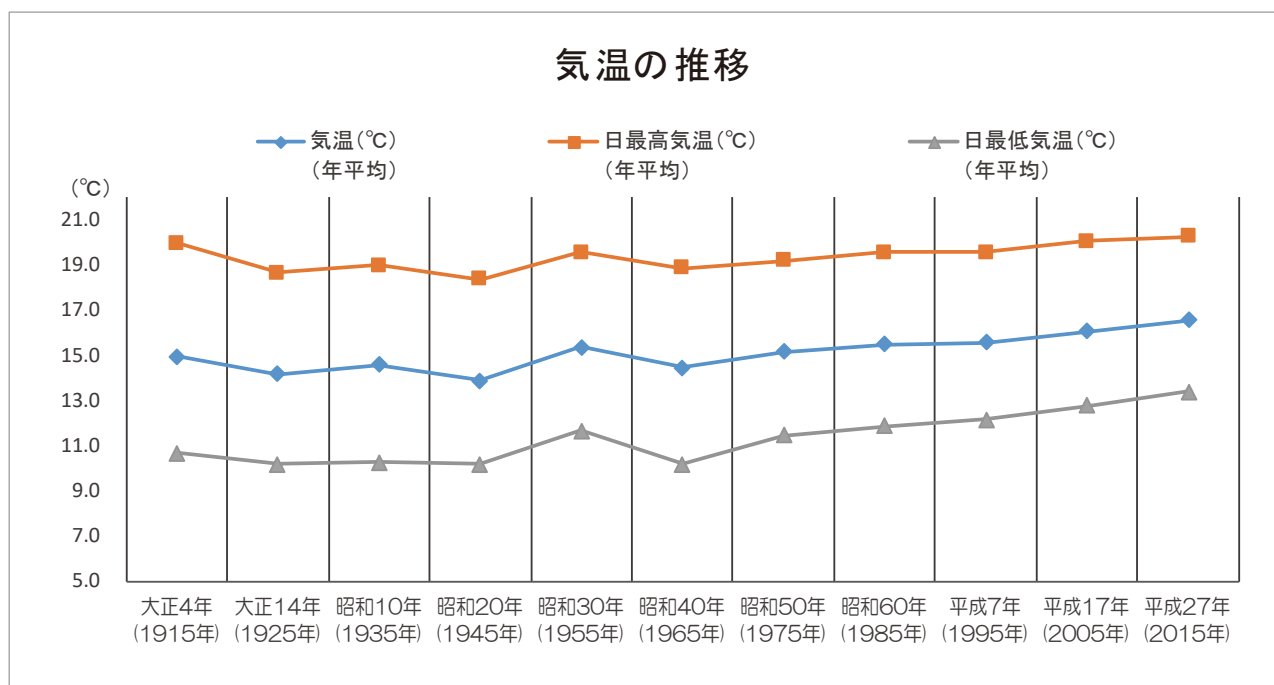


表6 津地域の気象観測史上最高値(1位～3位)

項 目	1位	2位	3位	統計期間
日降水量 (mm)	427.0 平成16年(2004年)9月29日	288.2 昭和34年(1959年)8月13日	284.0 平成12年(2000年)9月11日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
年間降水量(多い方から) (mm)	2332.3 昭和34年(1959年)	2264.6 明治35年(1902年)	2220.0 大正4年(1915年)	明治22年(1889年)～ 平成29年(2017年)
年間降水量が(少ない方から) (mm)	928.0 平成17年(2005年)	1008.0 昭和62年(1987年)	1047.0 平成6年(1994年)	明治22年(1889年)～ 平成29年(2017年)
日最高気温が(高い方から) (℃)	39.5 平成6年(1994年)8月5日	39.1 平成12年(2000年)7月22日	38.9 平成13年(2001年)8月1日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
日最高気温が(低い方から) (℃)	-1.2 明治33年(1900年)1月26日	0.8 昭和4年(1929年)1月2日	0.9 昭和11年(1936年)1月17日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
日最低気温が(低い方から) (℃)	-7.8 明治37年(1904年)1月27日	-7.0 明治33年(1900年)2月7日	-6.4 昭和42年(1967年)12月31日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
日最低気温が(高い方から) (℃)	29.5 平成29年(2017年)8月25日	29.5 平成25年(2013年)8月11日	28.8 平成25年(2013年)8月10日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
年間平均気温が(高い方から) (℃)	17.2 平成10年(1998年)	17.0 平成16年(2004年)	16.9 平成28年(2016年)	明治23年(1890年)～ 平成29年(2017年)
年間平均気温が(低い方から) (℃)	13.9 昭和22年(1947年)	13.9 昭和20年(1945年)	14.0 大正6年(1917年)	明治23年(1890年)～ 平成29年(2017年)
日最大風速・風向 (m/s)	36.8・東南東 昭和34年(1959年)9月26日	34.1・東南東 平成6年(1994年)9月29日	32.6・東南東 平成2年(1990年)9月19日	明治22年(1889年)7月～ 平成29年(2017年)9月
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	51.3・東南東 昭和34年(1959年)9月26日	48.7・東南東 平成6年(1994年)9月29日	48.0・東南東 平成10年(1998年)9月22日	昭和12年(1937年)1月～ 平成29年(2017年)9月
降雪の深さ日合計 (cm)	15.0 平成6年(1994年)2月12日	13.0 平成26年(2014年)2月14日	12.0 平成5年(1993年)2月2日	昭和28年(1953年)1月～ 平成29年(2017年)9月

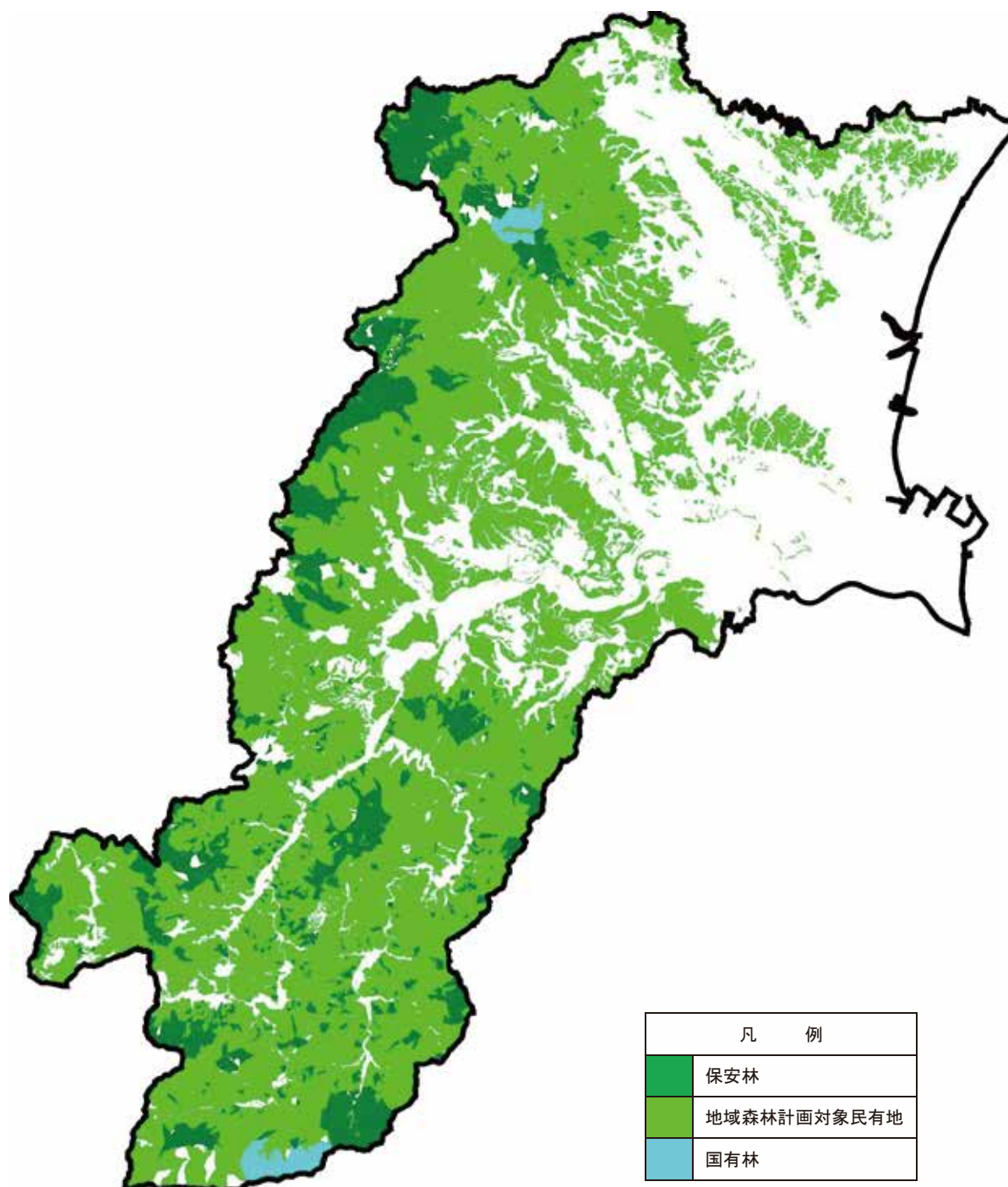
資料:気象庁 ホームページ

(2) 森林

本市の森林面積は 41,560ha で市域の約58%を占めています。森林構成は、地域住民の暮らしに近い里山から、林業生産活動が実施される人工林帯、さらに広葉樹が林立する天然の樹林帯があります。

また、森林法に基づく地域森林計画対象林のうち 11,151ha が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等を図るための保安林に指定されています。

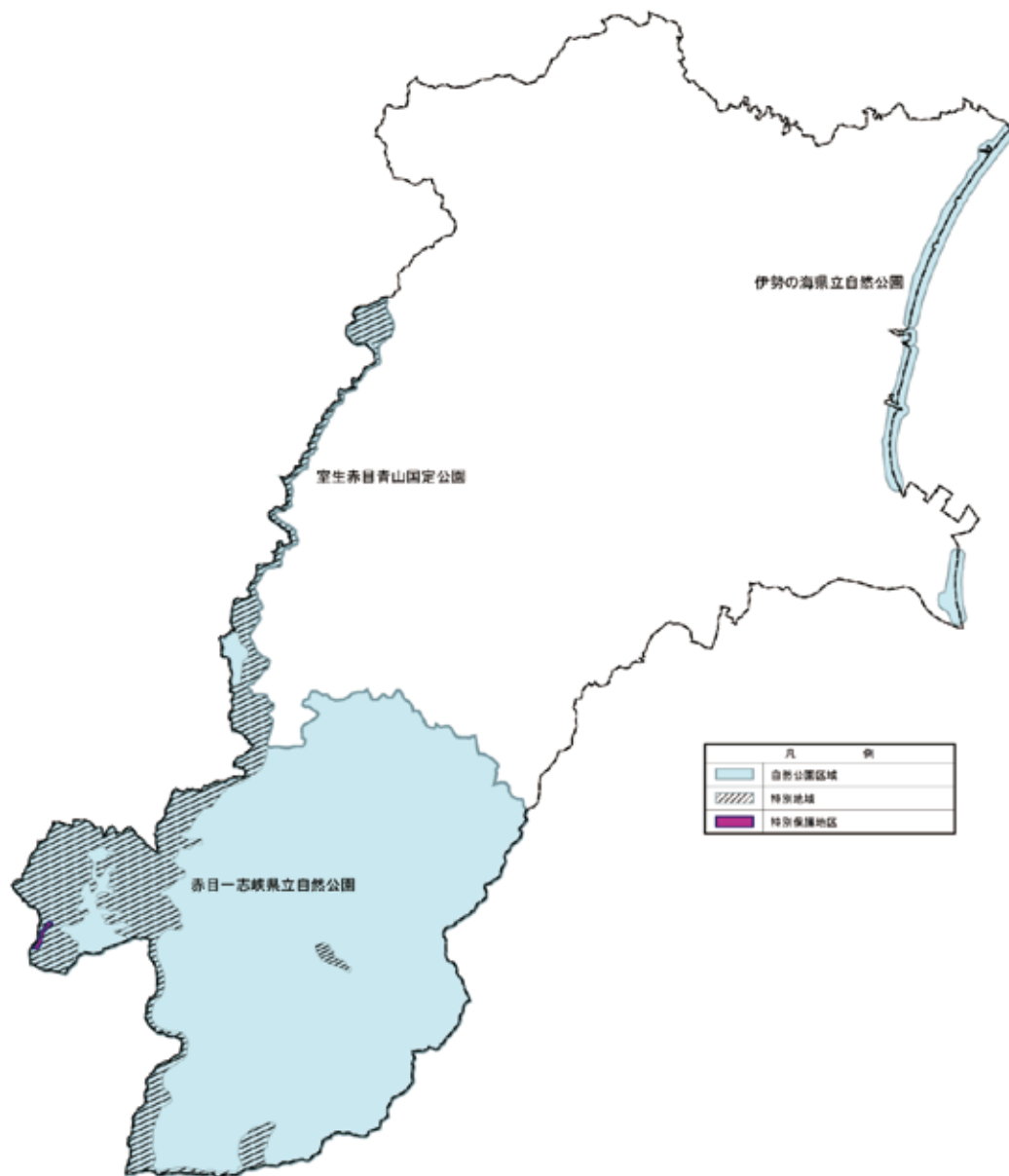
地域森林計画対象民有林、保安林の現況



(3) 自然公園

本市の優れた自然の風景地の保護や風致の維持を図るため、自然公園法に基づく自然公園区域として、室生赤目青山国定公園(4,374ha)、伊勢の海県立自然公園(373ha)、赤目一志峡県立自然公園(17,544ha)の3区域、計22,291haが指定されています。そのうち、室生赤目青山国定公園では、特別保護地区24ha、特別地域4,240haが指定されています。

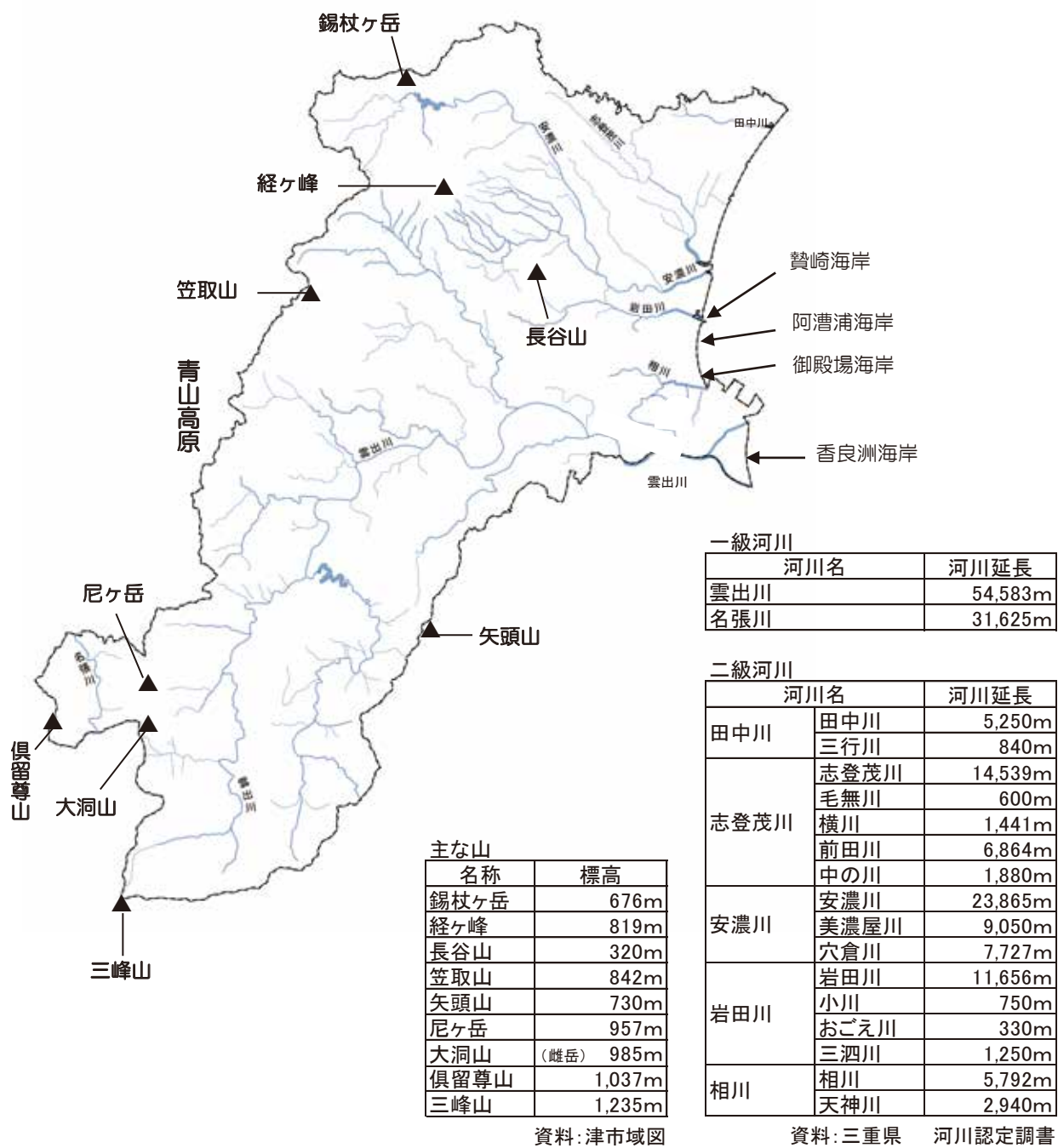
自然公園地域、特別地域の指定状況



(4) 主な山・川・海

本市には、市の南西に位置する最高峰の三峰山（1,235m）をはじめ、倶留尊山、笠取山、錫杖ヶ岳などが連なっています。河川は一級河川の雲出川、名張川をはじめ、二級河川の志登茂川、安濃川、岩田川などが市内を流れ、名張川を除くほとんどの河川は伊勢湾に流れ込んでいます。名張川は、大阪湾に流れ込んでいます。

本市の海岸は、香良洲海岸、御殿場海岸を含め、河芸地域から香良洲地域まで約20 kmにわたる砂浜海岸が続いています。



(5) 森林・耕地の状況

平成27年（2015年）度の津市域面積は、71,111ha、森林の面積は41,560haでそのうち、保安林の面積は11,151haとなっています。

耕地面積は8,450haでそのうち、田6,660ha、畑1,790haとなっています。

表1 森林面積

単位: ha

	行政区域面積	行政区域内の森林面積		森林面積のうち 保安林面積
		森林面積	森林割合	
津 市	71,111	41,560	58.4%	11,151
三重県	577,440	372,477	64.5%	125,109

資料: 三重県 平成27年(2015年)度版森林・林業統計書

表2 市域内森林面積の推移

単位: ha

	市域面積	行政区域内の森林面積		森林面積のうち 保安林面積
		森林面積	森林割合	
平成24年(2012年)度	71,081	41,568	58.5%	10,582
平成25年(2013年)度	71,081	41,568	58.5%	10,458
平成26年(2014年)度	71,111	41,582	58.5%	10,864
平成27年(2015年)度	71,111	41,560	58.4%	11,151

資料: 三重県 森林・林業統計書

表3 耕地面積

単位: ha

	耕地総面積				
		田	畑	樹園地	牧草地
津 市	8,450	6,660	1,790	—	—
三重県	59,900	45,200	8,580	6,050	26

資料: 第63次東海農林水産統計年報(平成27年(2015年)～28年(2016年))

※平成28年(2016年)7月15日現在

※単位未満の数は四捨五入したため、総数と内訳数の計が一致しない場合があります。

2 社会環境

(1) ごみの状況

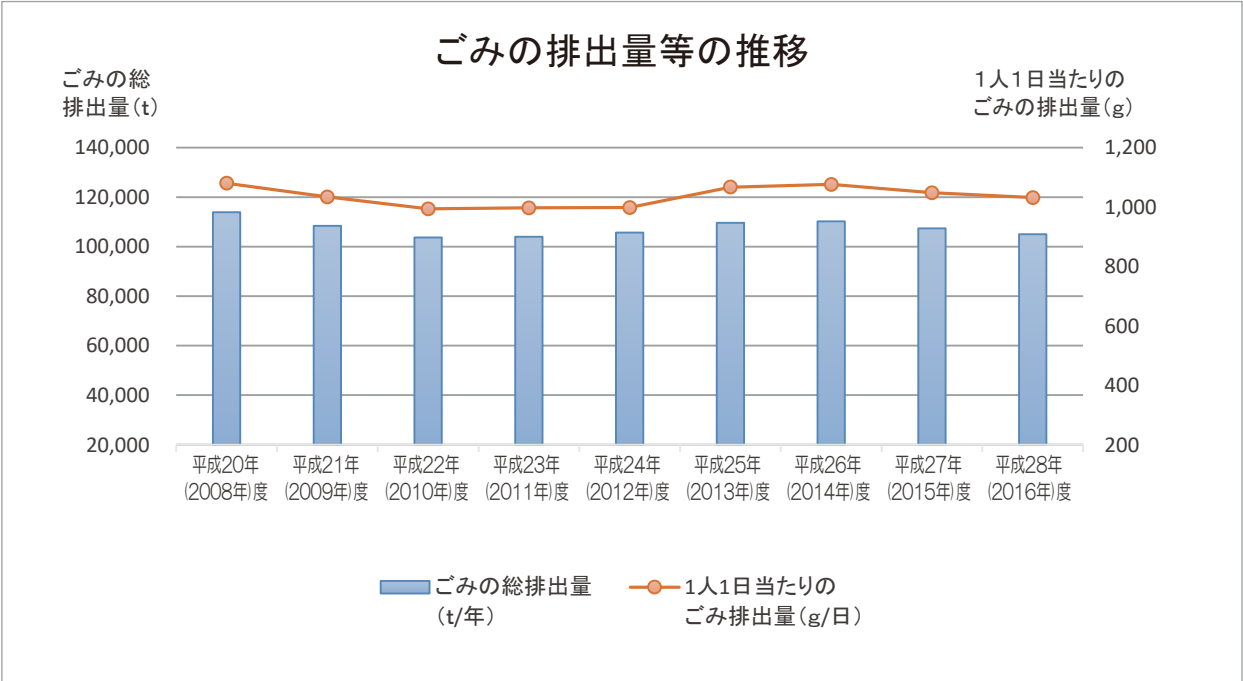
本市のごみの総排出量は、毎年増減はあるものの概ね11万t前後で推移しています。

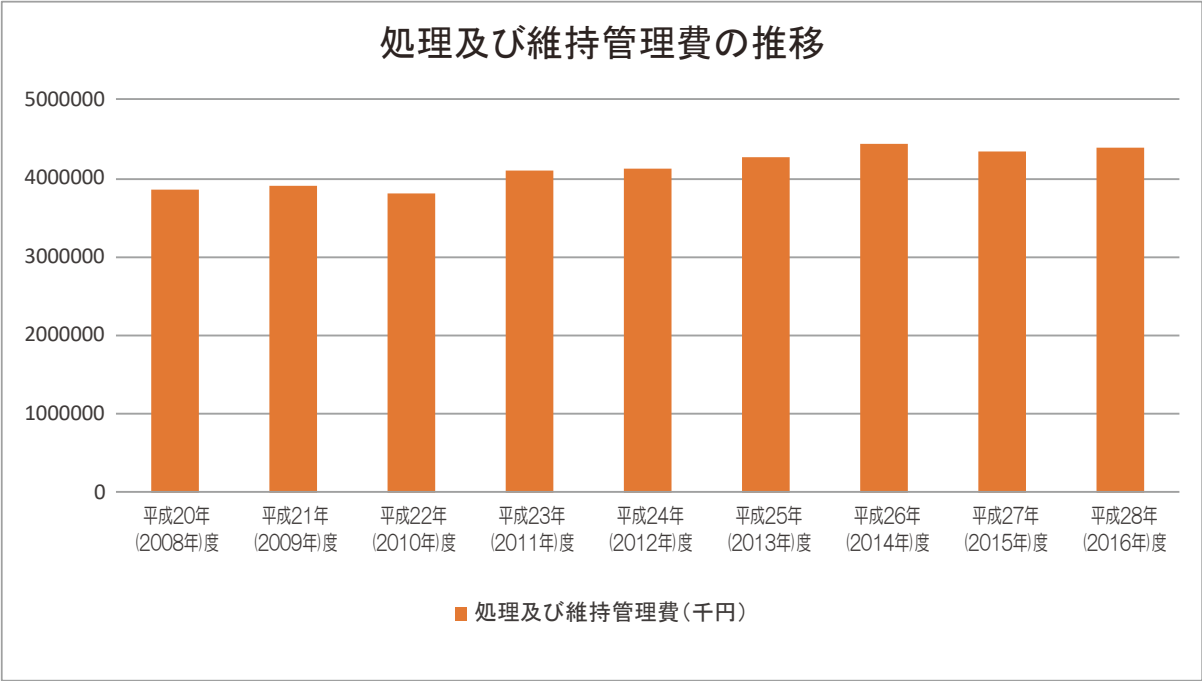
平成28年（2016年）度の総排出量は、105,021tで1人1日当たりの量に換算すると、1,032gで、ごみのリサイクル率は23.3%となっています。

表1 ごみの排出量等の推移

	ごみの総排出量 (t/年)	1人1日当たりの ごみ排出量(g/日)	ごみのリサイクル率 (%)	処理及び維持管理費 (千円)
平成20年(2008年)度	113,905	1,080	28.9	3,865,146
平成21年(2009年)度	108,400	1,034	26.9	3,905,370
平成22年(2010年)度	103,709	994	23.9	3,805,004
平成23年(2011年)度	103,998	997	24.2	4,108,215
平成24年(2012年)度	105,682	998	24.4	4,116,048
平成25年(2013年)度	109,627	1,067	23.1	4,261,592
平成26年(2014年)度	110,220	1,076	22.4	4,440,302
平成27年(2015年)度	107,389	1,048	23.1	4,332,150
平成28年(2016年)度	105,021	1,032	23.3	4,386,370

※処理及び維持管理費は建設改良費を除く





(津市環境基本計画の年次報告書より)

(2) 新エネルギーの普及状況

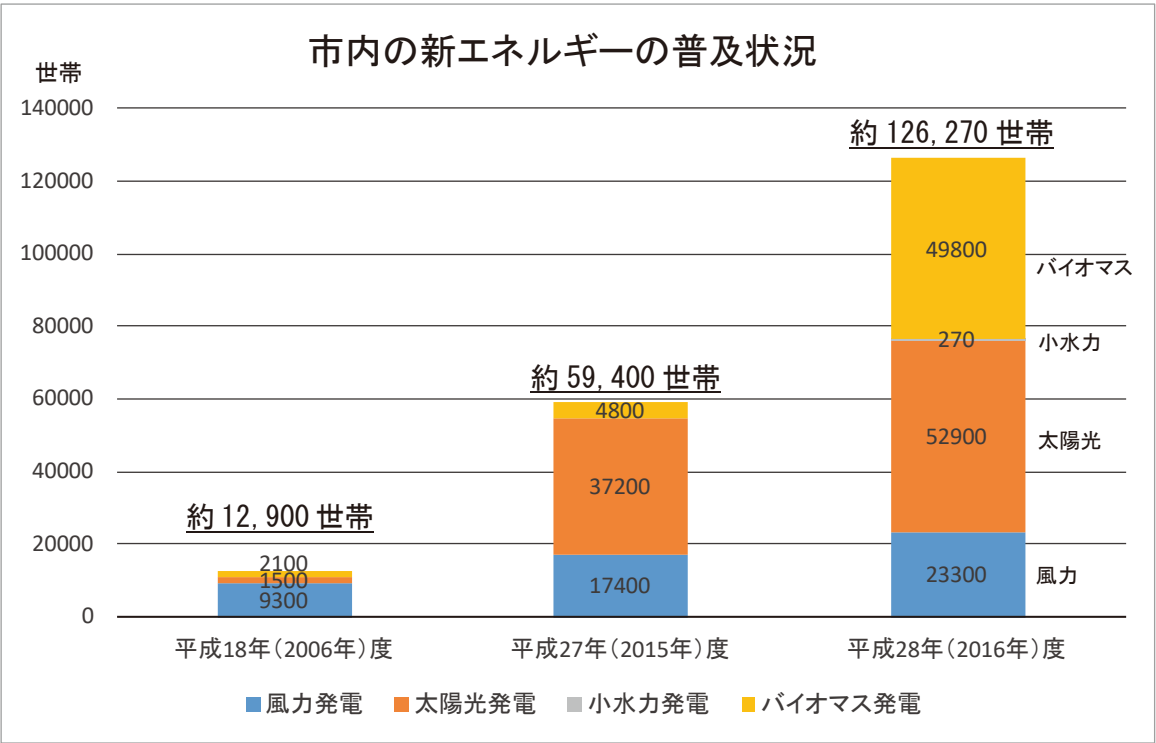
ア 市内の新エネルギーの普及状況

地域特性・資源を活かした新エネルギー（風力発電・太陽光発電・小規模水力発電・バイオマス発電）の導入が進み、平成28年（2016年）度末には、津市内の一般家庭（約12万4千世帯分）年間消費電力を賄える計算となる323,828kWの発電出力を有するようになりました。

表1 市内の新エネルギー発電施設の状況

種 別	発 電 施 設	世 帯 数 換 算	発 電 出 力
風 力 発 電	新青山高原風力発電施設	約 5,900世帯分	63,000kW
	青山高原風力発電施設	約 17,400世帯分	
太 陽 光 発 電	51MWメガソーラー発電施設	約 11,300世帯分	238,500kW
	個人住宅を含む太陽光発電設備	約 41,600世帯分	
小 水 力 発 電	中勢用水小水力発電施設(安濃ダム)	約 270世帯分	338kW
バイオマス発電	木質バイオマス発電施設	約 45,000世帯分	21,990kW
	廃棄物焼却発電施設	約 4,800世帯分	
合 計		約126,270世帯分	323,828kW

平成29年(2017年)3月末の状況



イ 公共施設等への新エネルギーの導入状況

平成28年（2016年）度末現在、市の公共施設29施設に太陽光発電設備が導入され、約370kW（約90世帯分の一般家庭の年間消費電力量相当）の発電が可能となっています。

また、給食用廃油を利用したバイオディーゼルフエーエル（BDF）で作動するごみ収集車（7台）を導入しており、平成28年（2016年）度は19,000ℓのBDFをごみ収集車の燃料として再利用しています。

3 生活環境

(1) 人口

ア 人口と世帯数

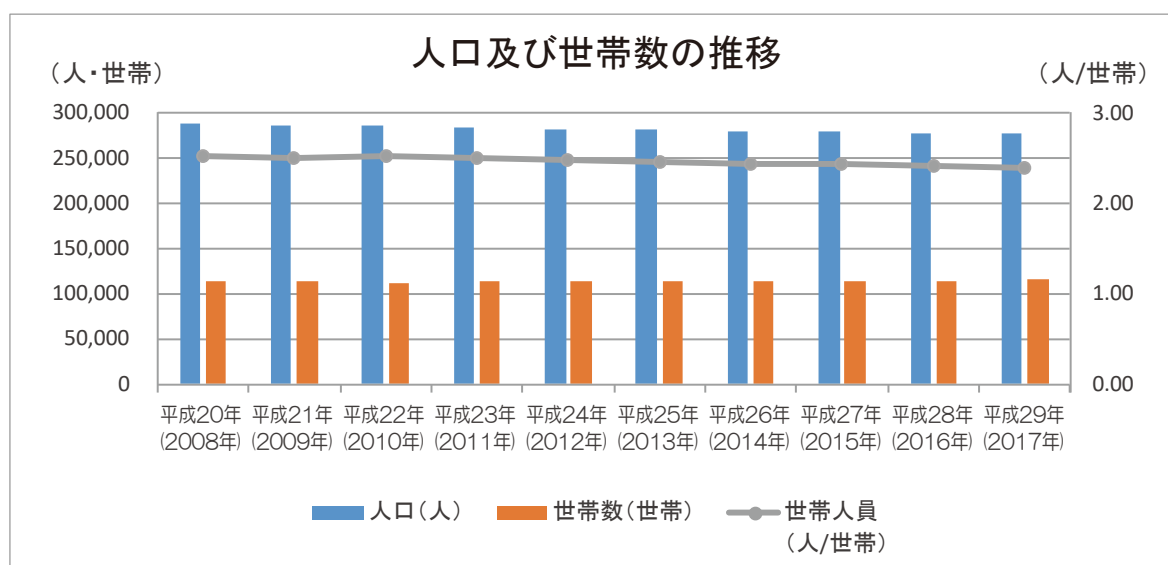
平成29年（2017年）10月1日現在の本市の総人口は277,797人、世帯数は116,419世帯で世帯人員（1世帯当たりの人員）は2.39人/世帯です。

平成20年（2008年）と平成29年（2017年）を比較すると、人口は288,888人から277,797人となり、11,091人（約3.8%）減少しています。一方、世帯数は114,721世帯から116,419世帯となり、1,698世帯（約1.5%）増加し、世帯人員（1世帯当たりの人員）は2.52人/世帯から2.39人/世帯（約5.2%減）となっています。

表1 人口及び世帯数の推移

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口増減(人)
平成20年(2008年)	288,888	114,721	2.52	
平成21年(2009年)	287,352	115,077	2.50	-1,536
平成22年(2010年)	285,746	113,092	2.53	-1,606
平成23年(2011年)	284,867	113,850	2.50	-879
平成24年(2012年)	282,904	113,955	2.48	-1,963
平成25年(2013年)	281,547	114,405	2.46	-1,357
平成26年(2014年)	280,647	115,233	2.44	-900
平成27年(2015年)	279,886	114,679	2.44	-761
平成28年(2016年)	278,674	115,410	2.41	-1,212
平成29年(2017年)	277,797	116,419	2.39	-877

資料：みえDataBox（三重県の統計情報）（各年10月1日現在）



イ 将来の人口推計

本市の総人口は、国勢調査によると平成17年(2005年)の288,538人をピークに減少し、平成27年(2015年)には279,886人となりました。今後も人口減少が進展するものと予想され、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計結果を基に算出すると計画期間の終了年次である2027年には259,646人となると見込まれています。

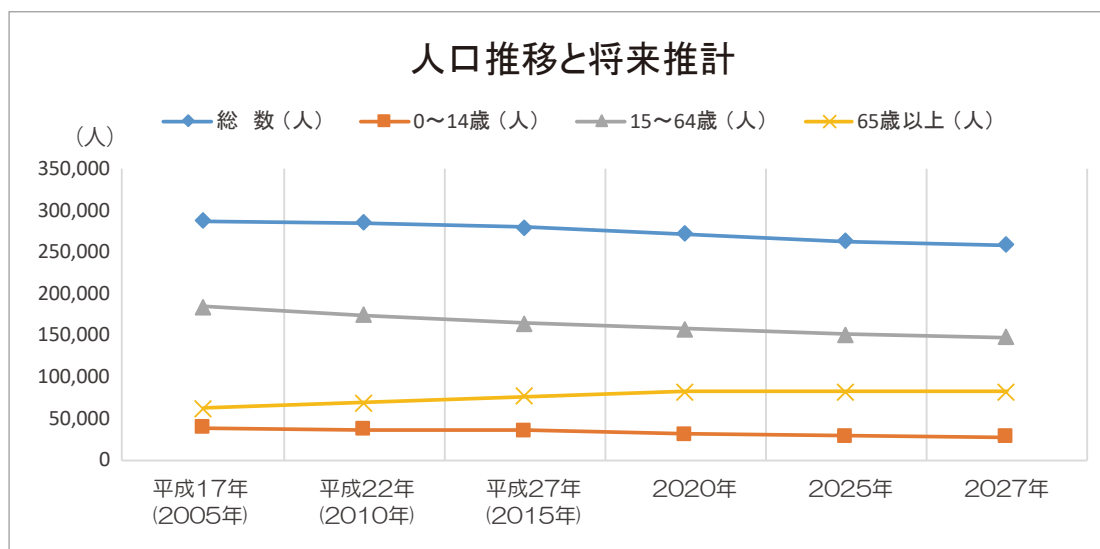
年齢区分別に見ると、年少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が減少し続ける一方、老年人口(65歳以上)は当面増加していくことが予想され、2027年には、年少人口が28,085人(10.8%)、生産年齢人口が148,353人(57.1%)、老年人口が83,208人(32.0%)となることが見込まれています。

表2 将来の人口推移と将来推計

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	2020年	2025年	2027年
総数	(人)	288,538	285,746	279,886	272,965	263,731	259,646
0～14歳	(人)	39,635	37,466	35,663	32,119	29,111	28,085
	(%)	13.7	13.1	12.7	11.7	11.0	10.8
15～64歳	(人)	184,992	175,473	165,058	158,050	151,484	148,353
	(%)	64.1	61.4	59.0	57.9	57.4	57.1
65歳以上	(人)	63,197	69,937	77,624	82,796	83,136	83,208
	(%)	21.9	24.5	27.7	30.3	31.5	32.0

※2027年の推計値は、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に独自に算出したものです。

※平成27年(2015年)までの人口は、国勢調査の数値を掲載していますが、年齢不詳分があるため、年少人口、生産年齢人口及び老年人口の合計数と総人口は合致しません。



資料：津市総合計画（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所）より抜粋

ウ 将来の世帯数推計

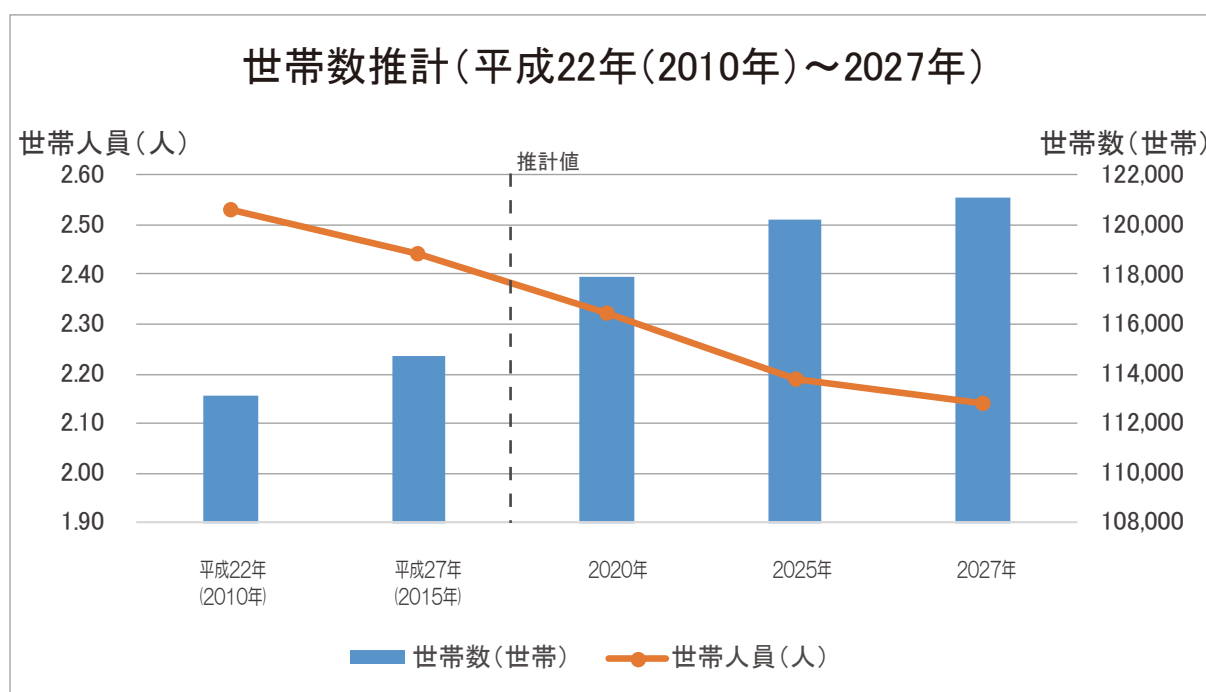
世帯数は、ライフスタイルや社会経済情勢の変化に伴い増加傾向にあり、当面の間は増加していくことが予想され、2027年には121,080世帯となると見込まれています。

総人口が減少する一方、世帯数が増加することにより、当面の間は世帯当たりの人員が低下し続けることが予想され、2027年には1世帯当たり2.14人になると見込まれています。

表3 世帯数推計

	総人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人)
平成22年(2010年)	285,746	113,092	2.53
平成27年(2015年)	279,886	114,679	2.44
2020年	272,965	117,867	2.32
2025年	263,731	120,212	2.19
2027年	259,646	121,080	2.14

※推計値については、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に「今後も同様の傾向が続く」と仮定して推計を行う「トレンド推計」のうち、最も信頼度が高かった回帰分析方法（累乗式）により独自に計算したものです。



(2) 環境衛生

ア 空き地・空き家相談件数

空き家（建物の損壊等）に係る相談件数は、平成25年（2013年）度が33件、平成28年（2016年）度には111件になっています。また、空き地・空き家の雑草等に係る相談件数は、平成25年（2013年）度が333件、平成28年（2016年）度には869件になっており、ともに3年間で約3倍に増加しています。

表1 空き家(建物の損壊等)の相談件数

	平成25年(2013年)度	平成26年(2014年)度	平成27年(2015年)度	平成28年(2016年)度
相談件数	33	51	99	111

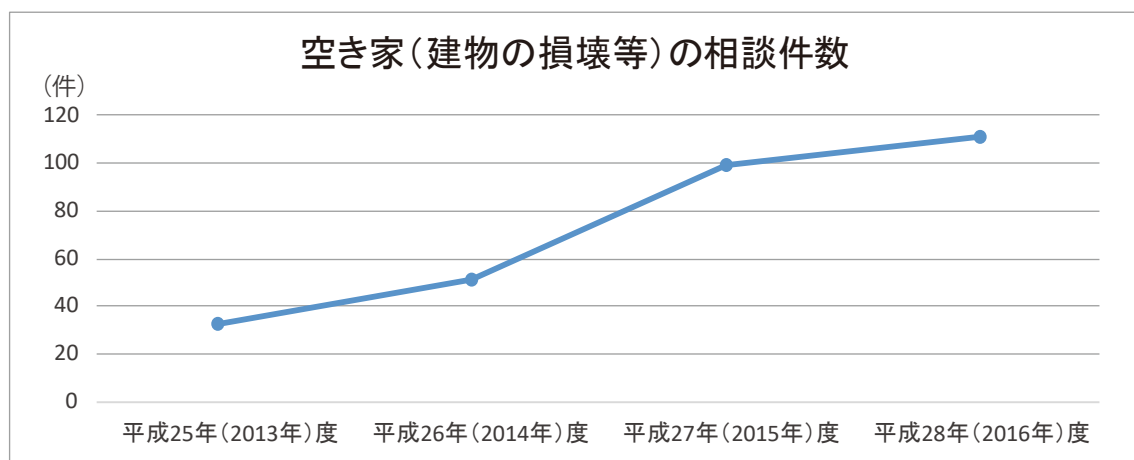
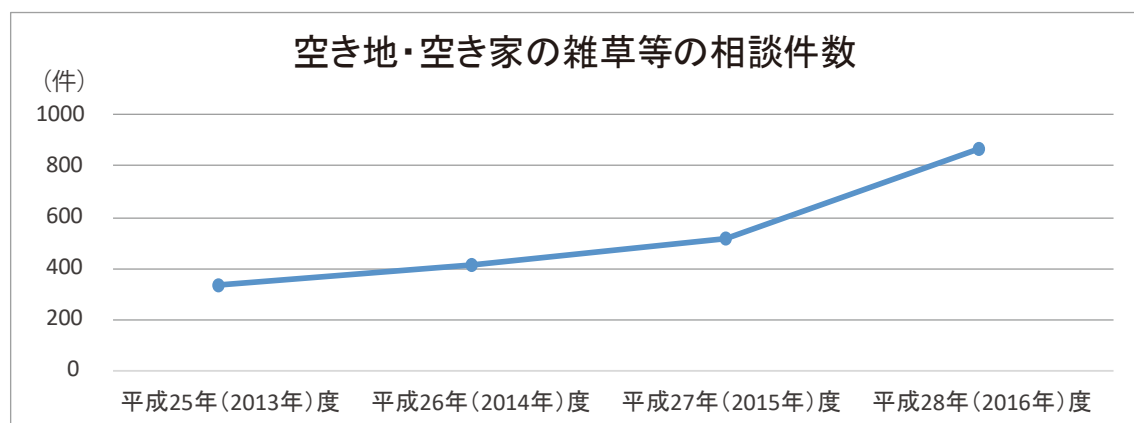


表2 空き地・空き家の雑草等の相談件数

	平成25年(2013年)度	平成26年(2014年)度	平成27年(2015年)度	平成28年(2016年)度
相談件数	333	409	513	869



イ 犬、猫の殺処分数

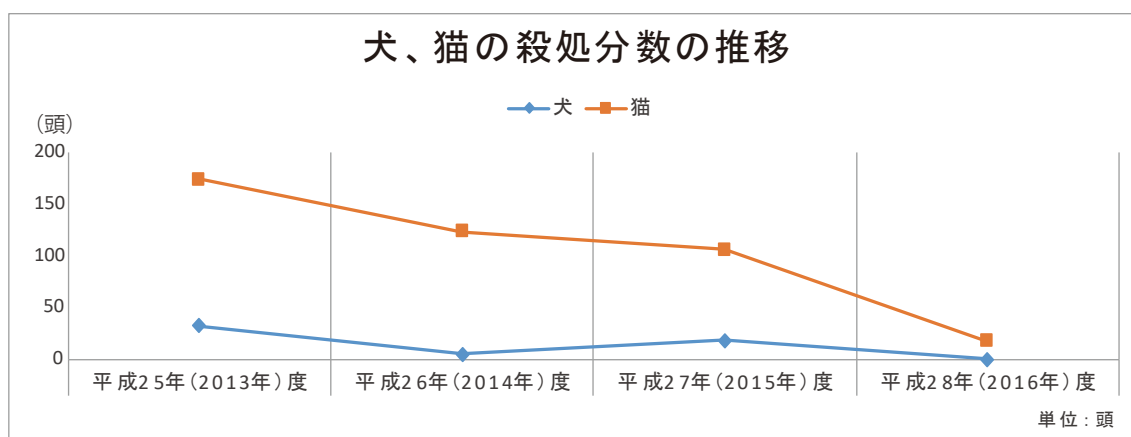
津市域(津保健所管内)の犬、猫の殺処分数は、平成25年(2013年)度は206件、平成28年(2016年)度は17件になっています。終生飼養の推進、犬・猫の譲渡の取組等により、殺処分は減少しています。

表3 犬、猫殺処分数の推移

単位:頭

	平成25年(2013年)度	平成26年(2014年)度	平成27年(2015年)度	平成28年(2016年)度
犬	32	5	18	0
猫	174	123	106	17
合 計	206	128	124	17

資料: 津保健所

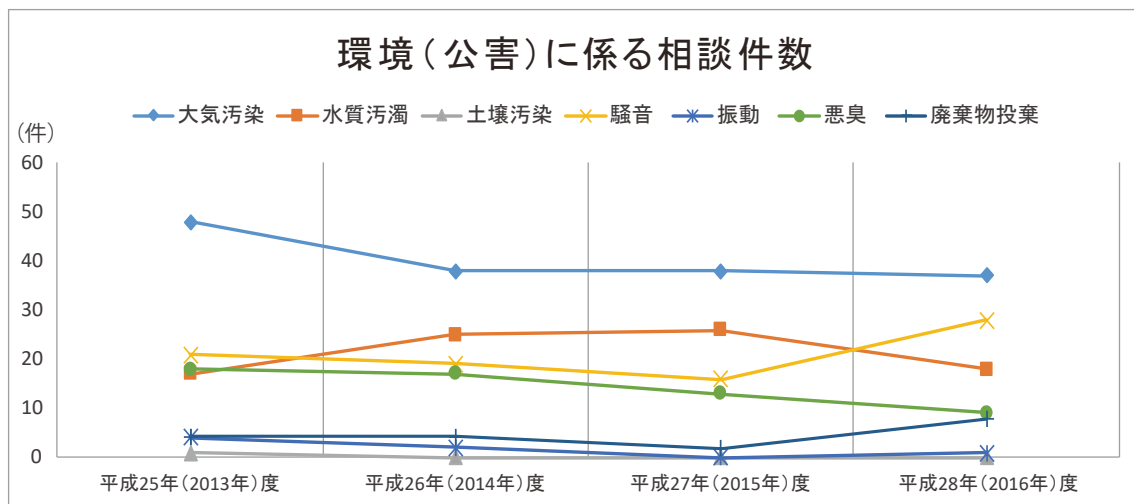


ウ 環境(公害)に係る相談件数

相談内容を見ると、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に係る相談が多く、大気汚染に係る相談件数は、平成25年(2013年)度は48件、平成28年(2016年)度は37件になっています。騒音に係る相談件数は、平成25年(2013年)度は21件、平成28年(2016年)度は28件になっています。

表4 環境(公害)に係る相談件数

	平成25年(2013年)度	平成26年(2014年)度	平成27年(2015年)度	平成28年(2016年)度
大気汚染	48	38	38	37
水質汚濁	17	25	26	18
土壌汚染	1	0	0	0
騒音	21	19	16	28
振動	4	2	0	1
悪臭	18	17	13	9
廃棄物投棄	4	4	1	8



(3) 大気・水質の状況

市内の各地点において、大気・水質の環境調査を継続的に実施し、大気汚染や水質汚濁等の経年変化等状況把握を行っています。

ア 大気環境

① 二酸化窒素

(単位: $\mu\text{g} \cdot \text{NO}_2 / 100\text{cm}^2 / \text{日}$)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
津市役所	26	27	22	22	25	—
白塚小学校	25	25	24	21	20	
上野小学校	24	23	21	19	17	
芸濃庁舎	15	17	16	16	16	
美里庁舎	8.1	8.4	7.4	7.3	6.9	
安濃庁舎	6.3	8.6	8.9	8.9	8.6	
香良洲庁舎	14	15	15	16	16	
一志庁舎	15	14	12	13	11	
白山保健福祉センター	9.5	11	9.6	10	10	
美杉庁舎	7.5	8.6	4.6	6.5	5.1	

② 降下ばいじん

(単位: $\text{t} / \text{km}^2 / \text{月}$)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
津市役所	3.4	3.1	3.3	2.8	1.8	—
白塚小学校	2.5	2.5	2.2	1.7	1.1	
上野小学校	3.0	2.2	2.4	2.3	1.2	
芸濃庁舎	2.8	2.3	2.5	2.8	1.4	
美里庁舎	2.7	2.3	2.9	2.5	0.8	
安濃庁舎	3.0	2.0	2.0	2.3	1.0	
香良洲庁舎	2.5	2.2	2.6	1.6	1.0	
一志庁舎	3.7	2.0	2.3	1.6	0.9	
白山保健福祉センター	2.7	1.8	2.2	1.6	1.5	
美杉庁舎	2.5	2.5	1.9	1.3	1.1	

③ ダイオキシン類

(pg-TEQ/ m^3)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
長谷山市民館	0.015	0.016	0.0090	0.011	0.0081	0.6以下
榑原上教育集会所※	0.011	0.013	0.0072	0.016	0.0097	
上野小学校	0.017	0.021	0.010	0.011	0.0042	
安芸・津衛生センター	0.015	0.012	0.023	0.011	0.0063	
香良洲庁舎	0.012	0.014	0.012	0.0098	0.0074	
白山保健福祉センター	0.010	0.011	0.0083	0.010	0.0063	
一志庁舎	0.012	0.011	0.0099	0.017	0.0088	
芸濃庁舎	0.016	0.013	0.010	0.012	0.0063	
美里庁舎	0.011	0.011	0.017	0.0060	0.0076	
美杉庁舎	0.012	0.014	0.011	0.0068	0.0051	

イ 水質環境

① 河川のBOD(生物化学的酸素要求量)

(単位:mg/L)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
田中川(汐見橋)	2.1	2.5	2.0	2.1	2.2	—
安濃川(安濃橋)	1.2	1.2	1.2	0.7	1.2	2 以下
岩田川(五五六橋)	2.6	2.3	2.2	1.6	2.3	3 以下
波瀬川(八太橋)	1.4	1.7	1.4	1.0	1.9	—
雲出川(赤岩橋)	1.5	1.6	1.2	0.9	1.2	2 以下

② 海域のCOD(化学的酸素要求量)

(単位:mg/L)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
千里海岸	2.6	2.5	5.5	2.9	3.6	3 以下
白塚海岸	2.0	2.3	5.7	3.4	3.1	
安濃川河口	2.7	2.8	4.0	3.5	3.3	
御殿場海岸	2.8	2.5	4.0	4.3	3.3	
雲出川北側河口	2.5	3.0	3.4	4.2	2.9	

③ ダイオキシン類

(pg-TEQ/L)

調査場所	平成24年 (2012年)度	平成25年 (2013年)度	平成26年 (2014年)度	平成27年 (2015年)度	平成28年 (2016年)度	環境基準
殿村用水 (分部と安濃町の境)	0.46	0.47	0.34	0.54	0.47	1 以下
御供田池	0.38	0.36	0.23	0.27	0.26	
蛇川(西浦橋)	0.17	0.079	0.072	0.16	0.25	
榊原川(別所橋)	0.028	0.026	0.048	0.046	0.040	
谷杣川(朝日橋)	0.26	0.29	0.12	0.23	0.28	
中ノ川(中ノ川橋)	0.31	0.17	0.18	0.12	0.54	
田中川(汐見橋)	0.76	0.94	0.59	0.73	1.2	

(4) 生活排水の処理状況

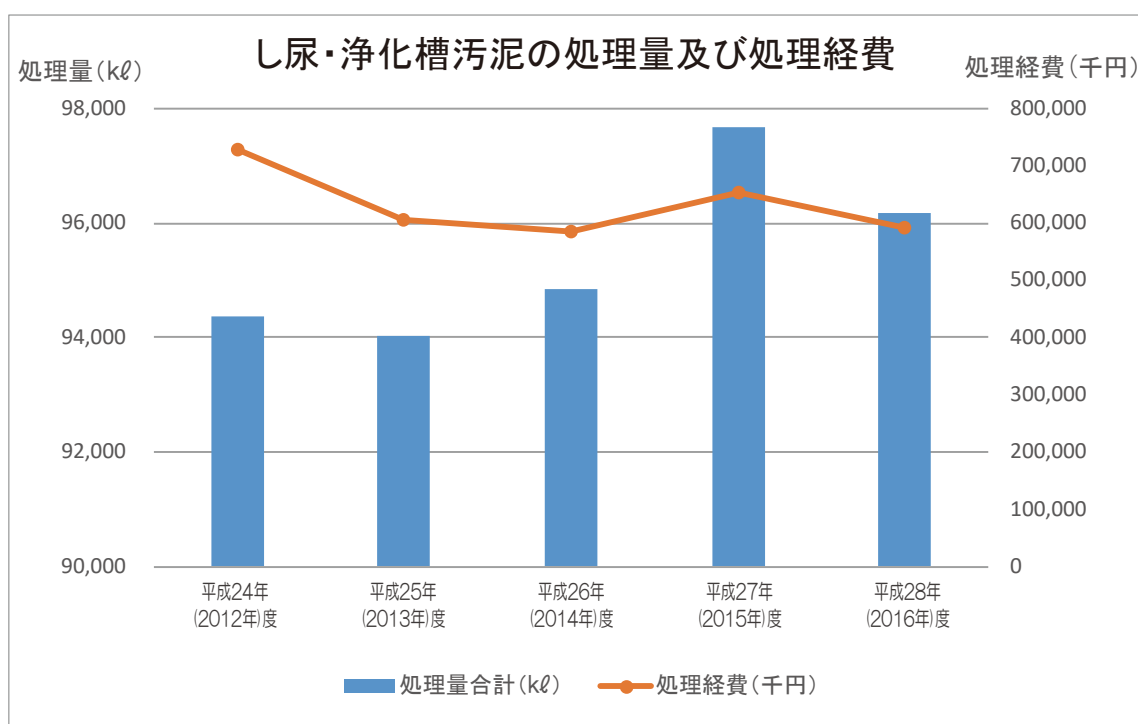
ア し尿・浄化槽汚泥の処理状況

市内で発生したし尿及び浄化槽汚泥は「津市安芸・津衛生センター」、「津市クリーンセンターくもず」において、適正に処理・処分を行っています。

平成28年(2016年)度は、平成24年(2012年)度に比べ、処理量は1,824kℓ(約1.9%)増加しており、処理費用は135,399千円(約18.6%)減少しています。

表1 し尿・浄化槽汚泥の処理量及び処理経費(津市安芸・津衛生センター・津市クリーンセンターくもず)

	平成24年(2012年)度	平成25年(2013年)度	平成26年(2014年)度	平成27年(2015年)度	平成28年(2016年)度
し尿(kℓ)	18,611	17,712	16,715	15,034	14,275
汚泥(kℓ)	75,749	76,317	78,144	82,632	81,909
処理量合計(kℓ)	94,360	94,029	94,859	97,666	96,184
処理経費(千円)	727,287	604,172	586,362	652,109	591,888



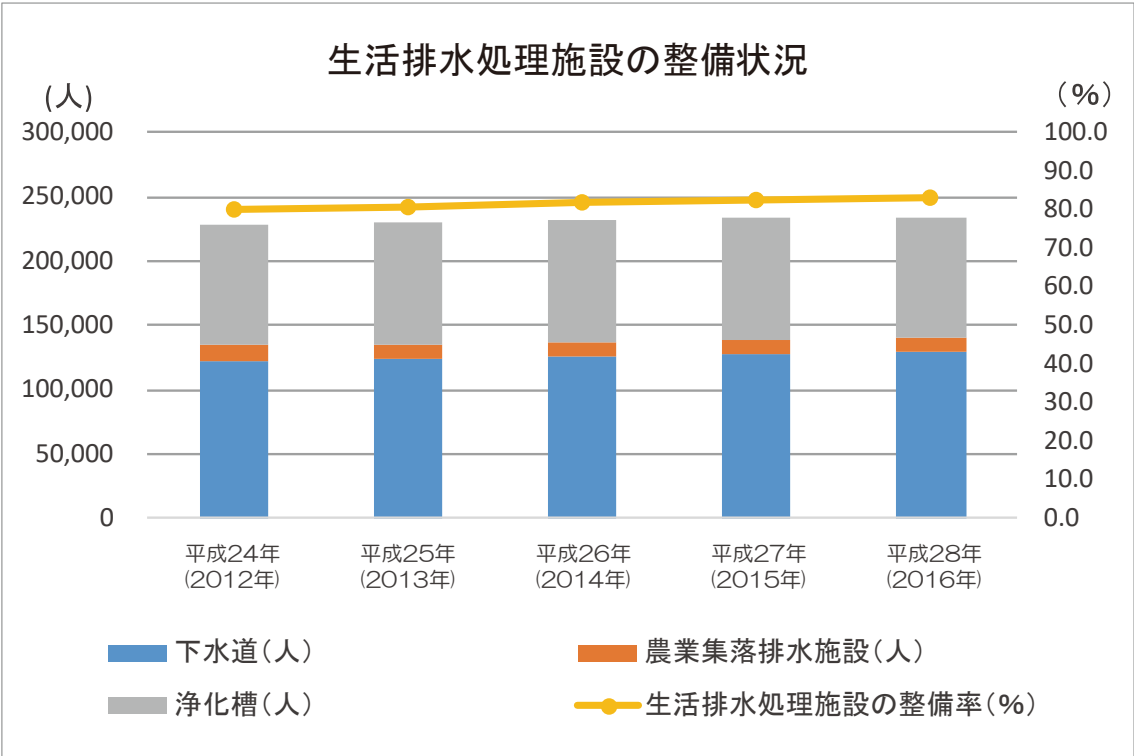
イ 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況をみると、平成28年（2016年）度の下水道等の集合処理施設による処理人口は約14.1万人、個別処理の浄化槽による処理人口は約9.3万人であり、生活排水処理人口は約23.4万人、生活排水処理施設の整備率は約83.5%です。

表2 生活排水処理施設の整備状況

	下水道(人)	農業集落排水施設(人)	浄化槽(人)	生活排水処理施設の整備率(%)
平成24年(2012年)度	123,272	11,275	94,682	80.3
平成25年(2013年)度	124,408	11,129	94,645	81.0
平成26年(2014年)度	126,618	11,047	93,949	81.9
平成27年(2015年)度	127,804	11,099	94,230	82.6
平成28年(2016年)度	130,034	11,045	93,417	83.5

資料：三重県ホームページ市町別生活排水処理データ



ウ 公共下水道の状況

本市の下水道は、流域関連公共下水道と単独公共下水道があります。計画区域は、流域関連公共下水道が合計7,306.2ha、単独公共下水道が702.4ha、あわせて8,008.6haとなっています。

平成28年（2016年）度末の処理区域面積は約3,094.4ha、処理区域人口が130,034人、普及率は46.3%となっています。

表3 流域関連公共下水道の供用開始状況

平成28年(2016年)度末

名 称	計画区域(ha)	処理区域(ha)
志登茂川処理区(津地域、河芸地域、安濃地域)	2,570.0	0.0
雲出川左岸処理区(津地域、久居地域、香良洲地域)	3,907.2	1,917.6
松阪処理区(一志地域、白山地域)	829.0	515.0
合 計	7,306.2	2,432.6

表4 単独公共下水道の供用開始状況

平成28年(2016年)度末

名 称	計画区域(ha)	処理区域(ha)
中央処理区(津地域)	333.4	325.1
棕本処理区(芸濃地域)	260.6	173.3
雲林院処理区(芸濃地域)	75.4	75.4
高宮処理区(美里地域)	33.0	33.0
千里ヶ丘処理区(河芸地域)	(45.0)	45.0
合 計	702.4	651.8

※千里ヶ丘処理区は、志登茂川処理区の区域に含まれているため、計画区域の合計には計上しません。

表5 フレックスプランによる下水道の供用開始状況

平成28年(2016年)度末

名 称	計画区域(ha)	処理区域(ha)
浜田処理区(河芸地域)	(10.0)	10.0
合 計	—	71.6

※浜田処理区は、志登茂川処理区の区域に含まれているため、計画区域の合計には計上しません。

(5) 公園・緑地

津市内には、601ヶ所の公園があり、面積は211.85haとなります。そのうち、都市計画区域内には、532ヶ所の公園があり、面積は194.25haとなっています。

表1 市域内の公園緑地の状況

種 類		津市内の公園					
				都市計画区域内		市街化区域内	
				公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
都 市 公 園	街区公園	471	54.98	471	54.98	355	33.39
	近隣公園	22	30.78	22	30.78	10	14.92
	地区公園	5	24.18	5	24.18	5	24.18
	総合公園	4	48.54	4	48.54	2	17.64
	歴史公園	2	0.84	2	0.84	0	0
	墓 園	2	6.66	2	6.66	1	5.74
	都市緑地	3	20.6	3	20.60	1	5.86
	緑 道	5	2.58	5	2.57	4	2.50
そ の 他 公 園	都市計画区域内	18	5.10	18	5.10	—	—
	都市計画区域外	69	17.59	—	—	—	—
計		601	211.85	532	194.25	378	104.23

(平成29年(2017年)4月1日現在)

(6) 歴史文化

本市には、国指定文化財が62件、県指定文化財が86件、市指定文化財が263件あり、中でも、一身田寺内町の高田本山専修寺には、建造物として御影堂と如来堂、書跡として、西方指南抄親鸞筆附覚信筆直門弟書写本6冊と三帖和讃親鸞筆が国宝に指定されています。

表1 指定文化財一覧表

	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物					計
	絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍 古文書	考古 資料	歴史 資料	建造物		有形	無形	史跡	史跡 名勝	名勝	天然 記念物	天然 記念物 (地域を 定めず)	
国 宝				2			2								2	6
重要文化財	12	13		18			2				5		2	1	3	56
県指定文化財	9	22	9	10	6	1	7		2	3	7	1		8	1	86
市指定文化財	21	58	25	32	6	5	15	1	27	44	25	1	1	2		263
計	42	93	34	62	12	6	26	1	29	47	37	2	3	11	6	411
登録有形文化財							19									19

平成29年（2017年）11月30日現在

津市環境基本条例

平成19年3月30日

条例第5号

私たちのまち津市は、三重県のほぼ中央部に位置し、西は奈良県に接し、東は波静かな伊勢湾に臨み、青山高原を始めとした緑あふれる山々や豊かな恵みを育む雲出川、安濃川等の河川、流域には森林地域や田園地帯など、本市の地域特性である豊かな自然環境に恵まれている。

また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に残すとともに、伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道等の5街道が通じる交通の要衝として栄え、多くの歴史的・文化的遺産を受け継ぎ、産業、学術、文化など多様な機能を備えた三重県の県庁所在地として発展を続けている。

しかし、都市の発展を支える社会経済活動が進展する一方で、私たちは日常生活や事業活動において環境に負荷を与え、人類を含むすべての生物の存続基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしてきている。

私たちは、持続的な発展が可能な社会の中で、誰もが安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、自然環境など、一度失われた環境を取り戻すことは困難であることを認識し、私たちを取り巻く恵まれた環境を守り、後世につなげていく役割を担っている。

私たちは、こうした役割を自覚し、地球環境を視野に入れ、住民等、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、住民等、事業者及び本市が協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、住民等の安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずる

ことをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、自然との共生を目指し、住民等が安全で安心な、かつ、健康で文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、住民等、事業者及び本市がそれぞれの役割を自覚し、日常生活や事業活動において、相互に協力し、及び連携して行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、日常生活や事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（住民等の役割）

第4条 住民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、住民等は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を自らの責任において防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境施策に協力するものとする。

（本市の役割）

第6条 本市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた環境施策を策定し、国、三重県及び他の地方公共団体とも連携し、当該環境施策を実施するものとする。

2 本市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

（環境施策の基本方針）

第7条 本市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ、住民等及び事業者と協働して、総合的かつ計画的に行うものとする。

（1）人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。
- (3) 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。
- (4) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市環境の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。
- (5) 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。
- (6) 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本市が自らの課題であることを認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、環境施策その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第16条に規定する津市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(事業に係る環境への配慮)

第9条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査、監視及び測定体制の整備)

第10条 本市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に推進するために必要な調査、監視及び測定に関する体制の整備に努めるものとする。

(年次報告書の作成等)

第11条 市長は、環境の状況及び環境施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第12条 本市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(自主的な活動の促進)

第13条 本市は、環境教育及び環境学習の推進など、住民等及び事業者が自主的に行う環境の保全及び創造に係る活動（以下「環境活動」という。）を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 本市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法

人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、前条の規定による環境活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 15 条 本市は、住民等及び事業者と協働して環境施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（審議会の設置等）

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境の保全及び創造に関する重要事項

（2）環境基本計画の策定及び変更に関する事項

（組織）

第 17 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）識見を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）公募による者

（5）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 19 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第 20 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、環境部において処理する。

5 第 16 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（委任）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語説明

用 語		説 明
ア 行	一般廃棄物	「廃棄物処理法」に定められた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。地方自治体が収集・処理・処分の責任を負い、排出者別に、家庭系と事業系の2つに区分されます。
	E V (Electric Vehicle) (電気自動車)	蓄電池などの動力源を搭載し、モーターを原動機とする自動車のことです。
	エコ・ステーション	本市の環境施策の一つとして、新聞、雑誌、段ボール、金属類など資源物を回収するための施設で、現在、市内には6か所設置されています。
	FCV (Fuel Cell Vehicle) (燃料電池自動車)	燃料電池から電気エネルギーを得て駆動する電気自動車。水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーを利用する方式が主となっています。
	屋外広告物	「屋外で公衆に表示されるもの」で、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号表示や、その内容が営利を目的にしないものまで含みます。
	屋外広告物禁止区域	三重県屋外広告物条例では「良好な景観の形成、美観風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」という観点から広告物に対して必要な規制を行っています。 屋外広告物を掲示する場合は、三重県屋外広告物条例に基づき許可が必要であり、屋外広告物許可申請（手数料が必要）をする必要があります。 本市では、国道23号（中勢バイパス）、伊勢自動車道、一般県道青山高原公園線の沿線などが禁止地域になっています。
カ 行	温室効果ガス	太陽光線によって、暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどです。
	外来種	人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった生物種のことです。
	環境基本法	環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示した法律です。

用 語	説 明
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと「環境基本法」に定義されています。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水やごみの排出、自動車の排気ガス等、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面での環境への負荷が考えられます。
環境マネジメントシステム	企業や団体等が環境を良くする方針や目標等を自ら設定し、継続的に省エネルギー・省資源などの環境保全活動に自主的に取り組む仕組みです。
景観アドバイザー	良好な景観形成を推進するため、景観に係る助言・相談などを行う専門家のことです。本市では景観、建築、都市計画、色彩、環境等に関する専門的知識や経験を有する方の中から景観アドバイザーとして委嘱しています。
下水道計画区域	本市には、現在、流域下水道雲出川左岸処理区（旧津市の南部、旧久居市、旧香良洲町の地域）、流域下水道志登茂川処理区（旧津市の北部、旧安濃町及び旧河芸町を含めて、安濃川より北側の地域）、流域下水道松阪処理区（旧一志町、旧白山町の地域）、市単独処理区（旧津市、旧芸濃町、旧美里村の一部の地域）の4つの下水処理計画区域があり、これらの区域を総じて下水道計画区域といいます。
公益的機能	木材、農産物などの供給という森林・農地が持つ経済性だけではない、水源かん養、土砂流出防止、洪水防止、大気浄化、水質浄化、酸素供給、炭酸ガスの吸収、保健休養などの働きのことです。
こどもエコクラブ	子どもたちの環境保全活動や環境学習を、保護者等の大人が支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする団体です。幼児（3歳）から高校生（18歳）までならだれでも参加可能で、独自の活動やこどもエコクラブ全国事務局（公益財団法人日本環境協会内）から提供される共通のプログラム等を行っています。
ごみダイエット塾	本市の環境施策の一つで、市役所の職員が自治会等皆さんのもとにお伺いし、ごみ問題全般やごみの分別排出等について啓発する取組のことです。

サ 行	用 語	説 明
	在来種	ある地域に現在生育する植物や動物のうちで、昔からあった種のこと、本来の分布域に生息・生育する生物種のことです。
	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・バイオマスなどによる発電や太陽熱などの、使い続けても枯渇しない自然由来のエネルギー源のこと、大規模の水力、大気中の熱など自然界に存在する熱、潮力・波力・海洋温度差等の海洋エネルギーも含まれます。
	里地・里山	居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など様々な人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所にもなっています。
	里海	人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的に管理されることにより、物質的循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしと深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のことをいいます。
	3R (スリーアール)	「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の3つの頭文字を取ってこう呼ばれます。
	市営浄化槽事業	浄化槽の早期普及により衛生的で快適な生活、河川の水質保全を図るため、市が合併浄化槽の設置と維持管理を行う事業です。事業対象区域は、市内の下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域です。
	終生飼養	動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養することをいいます。 (動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項) 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲でできる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。
	事業系 一般廃棄物	事業活動に伴って発生した廃棄物のうち産業廃棄物以外のものが該当し、事業所から排出された紙ごみや、木、繊維性のごみ、従業員が食べたお弁当の食べ残しの生ごみなどをいいます。ただし、建設業や製造業など限られた事業から排出されたものは産業廃棄物に分類されるものもあります。

用 語	説 明
市民清掃デー	本市の環境施策の一つとして、道路、公園等公共の場所において、ごみや雑草等を市民自らの手できれいにすることにより、街を美しくするとともに、環境美化への市民意識の向上を図る取組です。
循環型社会	循環型社会形成推進基本法では、まず、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。
新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条により、バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、中小水力発電、太陽光発電の10種類が定められているほか、ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、次世代自動車などの革新的なエネルギー高度利用技術を含んでいます。
水源かん養機能	地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のことです。降雨を地表や地中に一時的に貯えるとともに、効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることにより、洪水調節、渇水緩和等河川流量の平準化を図ったり、地下水や湿地を維持する働きをことです。
生活変える！ エコエコ家族	本市の環境施策の一つで、二酸化炭素の削減量などがわかるエコエコシートを使って、家族単位で普段の生活の中で環境にやさしい行動に取り組んでいただく事業です。取り組んだ家族には、エコエコ家族認定証を発行します。
生態系	全ての生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気等）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいいます。

用 語		説 明
タ 行	生物多様性	全ての生物とその生育生息環境の多様さを表す概念です。生物多様性には、遺伝子（種内）の多様性、種（種間）の多様性及び生態系の多様性があります。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいいます。
	ZEH（ゼッチ） (Net Zero Energy House)	住まいの断熱性・省エネルギー性能をあげることで、また太陽光発電などでエネルギーをつくることで年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナスゼロにする住宅を指します。 自宅で消費するエネルギー量より自宅で創るエネルギー量が多い住宅とされています。
	ダイオキシン類	水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。1991年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、水素、炭素、塩素の化合物であるポリ塩化ビフェニル（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCBも含めてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類はごみの焼却等により非意図的に発生し、その毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等多岐にわたっています。
	津市地球温暖化対策実行計画	温室効果ガスの排出抑制等に向け、本市における施策を示した計画です。計画期間は平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間です。
ナ 行	農業集落排水処理施設	農業集落における下水処理施設のことです。市内には26処理区域（排水処理施設26か所）があります。
	バイオマス	バイオ（bio＝生物、生物資源）とマス（mass＝量）からなる言葉で、動植物等の生物からつくりだされる再生可能な有機性資源で一般に化石資源を除いたもののことです。 資源バイオマス（トウモロコシ、さとうきび等）、未利用バイオマス（わら、もみがら等）、廃棄物バイオマス（廃材、生ごみ等）が含まれます。

用 語	説 明
バイオマス産業都市	バイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用まで経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型エネルギーの強化により地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域のことです。 本市は、平成 26 年 3 月にバイオマス産業都市の認定を受けています。
バイオマス発電	バイオマスを燃料として利用し、発電する方法のことです。
FIT 法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の通称で、固定価格買取制度とも呼ばれ、再生可能エネルギーの買取価格を法律で定めています。
P D C A サイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（改善）を意味し、計画を向上させるためのシステムの考え方です。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣や都道府県知事によって指定される森林です。 保安林はその指定の目的により、水源かん養、土砂流出防備など 17 種類となっており、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。
無縁墓	継承する親族や縁故者などがいない墓をいいます。
流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するため市町村が建設・管理する下水道で、流域下水道に接続するものをいいます。
リユース掲示板	本市の環境施策の一つで、家具など、まだ十分使うことができる物を捨てずに、必要としている人に譲り、再利用してもらうため、譲りたい人と譲ってほしい人をつなぐ情報掲示板です。

津市環境基本計画

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

平成30年3月

発行 津市

編集 津市環境部環境政策課

514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

TEL 059-229-3139

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

